

# 香川大学学則

## 目次

- 第1章 理念及び目標 (第1条—第2条の2)
- 第2章 自己評価等 (第3条・第4条)
- 第3章 学部等 (第5条—第16条)
- 第4章 職員等 (第17条—第19条の2)
- 第5章 教授会等 (第20条・第21条)
- 第6章 学年、学期及び休業日 (第22条—第24条)
- 第7章 修業年限及び在学期間 (第25条・第26条)
- 第8章 入学及び転学部等 (第27条—第38条)
- 第9章 教育課程及び履修方法 (第39条—第51条)
- 第10章 単位の授与、卒業及び学位の授与 (第53条—第59条)
- 第11章 教育職員免許 (第60条)
- 第12章 休学、復学、退学、転学、留学及び除籍 (第61条—第66条)
- 第13章 検定料、入学料及び授業料 (第67条—第74条)
- 第14章 委託生、科目等履修生、特別聴講学生、研究生、短期交流学生及び外国人留学生 (第75条—第82条)
- 第15章 賞罰 (第83条・第84条)
- 第16章 寄宿舍 (第85条・第86条)
- 第17章 公開講座 (第87条)
- 第18章 特別の課程 (第88条)

## 附則

### 第1章 理念及び目標

#### (理念)

第1条 香川大学(以下「本学」という。)は、世界水準の教育研究活動により、創造的で人間性豊かな専門職業人・研究者を養成し、地域社会をリードするとともに共生社会の実現に貢献することを理念とする。

#### (目標)

- 第2条 本学は、豊かな人間性と高い倫理性の上に、幅広い基礎力と高度な専門知識に支えられた課題探求能力を備え、国際的に活動できる人材を育成することを教育の目標とする。
- 2 本学は、多様な価値観の融合から発想される創造的・革新的基礎研究の上に、特色ある研究を開花させ、社会の諸課題の解決に向けた応用的研究を展開することを研究の目標とする。
- 3 本学は、「知」の源泉として、地域ニーズに応えとともに、蓄積された研究成果をもとに文化、産業、医療、生涯学習等の振興に寄与することを地域貢献の目標とする。

#### (目的)

第2条の2 本学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

### 第2章 自己評価等

#### (自己評価等)

- 第3条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の理念・目標を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。
- 2 前項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。
- 3 前項の点検及び評価の項目並びに実施体制等については、別に定める。
- 第3条の2 本学は、前条に規定する点検及び評価の結果並びに認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の

見直しを行うことにより、教育研究等の水準の向上を図ることに努めるものとする。

#### (情報の積極的な提供)

第4条 本学は、教育研究活動等の状況について、積極的に情報を提供するものとする。

### 第3章 学部等

#### (学部及び学科又は課程)

第5条 本学に、次の学部及び学科又は課程を置く。

- 教育学部 学校教育教員養成課程
- 法学部 法学科
- 経済学部 経済学科
- 医学部 医学科  
看護学科  
臨床心理学科
- 創造工学部 創造工学科
- 農学部 応用生物科学科

2 学部、学科及び課程ごとの収容定員は、別表第2のとおりとする。

3 前各項に掲げるもののほか、学部に関し必要な事項は、別に定める。

#### (教育研究実施組織等)

第5条の2 本学に、教育研究上の目的を達成するため、授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制する。

- 2 前項及び第3項の編制その他必要な事項は、別に定める。
- 3 本学は、教育研究実施組織を編成するに当たっては、本学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。

#### (大学院)

第6条 本学に、大学院を置く。

2 大学院に関する事項は、大学院学則の定めるところによる。

#### 第7条 削除

##### (大学の施設)

第8条 本学に、次の施設を置く。

- (1) 図書館
- (2) 博物館

2 前項の図書館に、次の分館を置く。

- (1) 医学部分館
- (2) 創造工学部分館
- (3) 農学部分館

3 施設に関し必要な事項は、別に定める。

##### (機構)

第8条の2 本学に、重点戦略組織として機構及びその下部組織を置く。

四国危機管理教育・研究・地域連携推進機構  
危機管理先端教育研究センター  
地域強靱化研究センター  
企画調整室

国際希少糖研究教育機構

2 機構及びその下部組織に関し必要な事項は、別に定める。

##### (情報化推進統合拠点)

第8条の3 本学に、重点戦略組織として情報化推進統合拠点及びその下部組織を置く。

情報化推進統合拠点

情報メディアセンター  
教育情報推進支援センター  
DX推進研究センター  
サイバーセキュリティセンター

2 拠点及びその下部組織に関し必要な事項は、別に定める。

##### (学内共同教育研究施設)

第9条 本学に、大学の教員その他の者が共同して教育若しくは研究を行う施設又は教育若しくは研究のために共用する施設として、次の学内共同教育研究施設を置く。

大学教育基盤センター  
アドミッションセンター  
学生支援センター  
キャリア支援センター  
地域人材共創センター  
大学院教学センター  
研究基盤センター  
微細構造デバイス統合研究センター  
瀬戸内圏研究センター  
情報メディアセンター  
産学連携・知的財産センター

2 学内共同教育研究施設に関し必要な事項は、別に定める。

##### (オフィス)

第9条の2 本学に、国際ショナルオフィスを置く。

2 インターショナルオフィスに関し必要な事項は、別に定める。

#### 第10条 削除

##### (保健管理センター)

第11条 本学に、学生及び職員の健康管理に関する専門的業務を行うための施設として、保健管理センターを置く。

2 保健管理センターに関し必要な事項は、別に定める。

#### 第11条の2 削除

##### (学部附属の病院)

第12条 本学の医学部に、附属の教育研究診療施設として、附属病院を置く。

2 附属病院に関し必要な事項は、別に定める。

##### (学部附属の教育研究施設)

第13条 本学の学部に、次の附属の教育研究施設を置く。

教育学部 附属教職支援開発センター  
農学部 附属農場

2 学部附属の教育研究施設に関し必要な事項は、別に定める。

##### (附属学校)

第14条 本学の教育学部に、次の学校を置く。

附属幼稚園  
附属高松小学校  
附属坂出小学校  
附属高松中学校  
附属坂出中学校  
附属特別支援学校

2 附属学校に関し必要な事項は、別に定める。

##### (寄附講座)

第15条 学部、学部に置く学科その他教育研究を行う組織に、寄附講座を設けることができる。

##### (寄附研究部門)

第16条 研究を行う組織に、寄附研究部門を設けることができる。

## 第4章 職員等

### (職員)

第17条 本学に次の職員を置く。

学長  
副学長  
教授  
准教授  
講師  
助教  
助手  
教務職員  
教頭  
主幹教諭  
指導教諭  
教諭  
養護教諭  
事務職員  
技術職員  
医療職員  
その他必要な職員

### (名誉教授)

第18条 本学の学長、副学長、学部長、研究科長、教授、准教授又は講師として勤務した者であって、教育上又は研究上特に功績のあった者に対し、名誉教授の称号を授与することができる。

### (客員教授等)

第19条 本学に常時勤務する教員以外の者で本学の教授若しくは研究に従事する者のうち、適当と認められる者に対しては、客員教授又は客員准教授を称せしめることができる。

### (組織的な研修等)

第19条の2 本学は、本学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修(次項に規定する研修に該当するものを除く。)の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

2 本学は、学生に対する教育の充実を図るため、本学の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。

3 本学は、第46条の2の規定により授業科目について補助する者(教員を除く。)に対し、必要な研修を行うものとする。

## 第5章 教授会等

### (教授会)

第20条 本学の学部、教授会を置く。  
2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

### (委員会等)

第21条 本学に、委員会その他必要な会議を置くことができる。  
2 委員会その他必要な会議に関し必要な事項は、別に定める。

## 第6章 学年、学期及び休業日

### (学年)

第22条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (学期)

第23条 学年を分けて次の2学期とする。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に定める各学期は、前半及び後半に分けることができる。

### (休業日)

第24条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(4) 大学記念日 10月1日

(5) 春季休業 3月11日から3月31日まで

(6) 夏季休業 8月6日から9月30日まで

(7) 冬季休業 12月25日から1月7日まで

2 前項の規定にかかわらず学長が必要と認めるときは、休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

## 第7章 修業年限及び在学期間

### (修業年限)

第25条 学部の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科にあっては、6年とする。

2 第77条に規定する科目等履修生又は第88条第1項に規定する課程を履修する者（いずれも大学の学生以外の者に限る。）として本学において一定の単位を修得した者が本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を修得したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得した単位数その他の事項を勘案して各学部が定める期間を前項に規定する修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、前項に規定する修業年限の2分の1を超えてはならない。

### (在学期間)

第26条 学部の在学期間は、修業年限の2倍を超えることができない。

2 医学部医学科においては、第1年次及び第2年次、第3年次及び第4年次、第5年次及び第6年次の各2学年における在学期間は、それぞれ4年を超えることができない。この場合において、第2年次編入学生の第2年次、第3年次及び第4年次については、6年を超えることができない。ただし、特別の理由がある場合は、全年次を通算して修業年限の2倍を超えない範囲で期間の延長を認めることができる。  
3 医学部看護学科においては、第1年次及び第2年次、第3年次及び第4年次の各2学年における在学期間は、それぞれ4年を超えることができない。

## 第8章 入学及び転学部等

### (入学の時期)

第27条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

### (入学資格)

第28条 本学に入学することのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第2項に規定した者

(9) 学校教育法第90条第2項の規定により他の大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(10) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したものの

### (入学の出願)

第29条 入学を志願する者は、入学願書に所定の書類及び検定料を添えて指定の期日までに、学長に願い出なければならぬ。

### (入学者選抜)

第30条 入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第165条の2第1項第3号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

2 前項の選抜に関し必要な事項は、別に定める。

### (編入学)

第31条 次の各号の1に該当する者で、本学に編入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより、選抜の上、相当年次に入学を許可することがある。ただし、医学部にあっては、欠員がある場合に限る。

(1) 大学又は専門職大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 短期大学、専門職短期大学、高等専門学校、旧国立工業教員養成所又は旧国立養護教諭養成所を卒業した者

(4) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者

(5) 学校教育法第58条の2に定める高等学校の専攻科の課程を修了した者

(6) 学校教育法第70条第1項に定める中等教育学校の後期課程の専攻科の課程を修了した者

(7) 学校教育法第82条に定める特別支援学校の専攻科の課程を修了した者

- (8) 学校教育法第132条に定める専修学校の専門課程を修了した者
- (9) 大学又は専門職大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (10) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (11) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
- (12) 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）

### (2年次編入学)

第32条 第5条第2項に規定する編入学定員により医学部医学科の第2年次に入学することのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 大学又は専門職大学を卒業した者（医学部医学科を卒業した者を除く。）
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者（学士（医学）の学位を授与された者を除く。）
- (3) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (4) 大学院（修士課程、博士課程又は専門職学位課程）を修了した者
- (5) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者（医学部医学科を卒業した者を除く。）
- (6) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者（医学部医学科を卒業した者を除く。）
- (7) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者（医学部医学科を卒業した者を除く。）

### (3年次編入学)

第33条 第31条各号の1に該当する者で、第5条第2項に規定する編入学定員（医学部看護学科を除く。）により本学に編入を志願する者があるときは、別に定めるところにより、選抜の上、第3年次に入学を許可する。

- 2 医学部看護学科の第3年次に入学できる者は、次の各号の1に該当する者とする。
  - (1) 短期大学の看護系学科を卒業した者
  - (2) 学校教育法第132条に定める者で専修学校専門課程の看護系学科（修業年限3年以上のものに限る。）を修了したもの

### (転入学)

第34条 次の各号の1に該当する者で、本学に転入学を志願する者があるときは、当該学部が別に定めるところにより選抜の上、当該学部教授会の議を経て、学長が、相当年次に入学を許可することができる。ただし、医学部にあっては、欠員がある場合に限る。

- (1) 他の大学に在学する者
- (2) 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして

当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学する者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）

### (再入学)

第35条 本学を、願いにより退学した者又は除籍された者で再入学を志願する者があるときは、当該学部が別に定めるところにより選抜の上、当該学部教授会の議を経て、学長が、相当年次に入学を許可することができる。ただし、医学部にあっては、欠員がある場合に限る。

### (転学部)

第36条 本学の学生で他の学部から転学部を志願する者があるときは、志願する学部が別に定めるところにより選抜の上、当該学部教授会の議を経て、学長が、相当年次への転学部を許可することができる。ただし、医学部にあっては、欠員がある場合に限る。

### (転学科又は転課程)

第37条 本学の学生で同一学部の他の学科又は課程に転学科又は転課程を志望する者があるときは、当該学部が別に定めるところにより選抜の上、当該学部教授会の議を経て、学長が、転学科又は転課程を許可することができる。

### (入学の手續及び許可)

- 第38条 入学者の選抜に合格した者は、指定の期日までに所定の書類を提出するとともに、入学料を納付し、入学手續を完了しなければならない。
- 2 所定の書類を提出し、入学料の免除又は徴収猶予を申請した者については、前項の入学手續を完了したものとみなす。
- 3 学長は、前2項の入学手續を完了した者に入学を許可する。

## 第9章 教育課程及び履修方法

### (教育課程の編成方針)

- 第39条 教育課程の編成は、学校教育法施行規則第165条の2第1項第1号及び第2号の規定により本学が定める方針に基づき、必要な授業科目を開設し、体系的に行うものとする。
- 2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻分野に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。
- 第39条の2 前条に定めるもののほか、学部等の専攻分野の枠を超えた特定分野又は特定課題に関する授業科目を体系的に開設した教育課程を編成し、その学修成果を認定できるものとする。

- 2 本学の学生又は科目等履修生として、前項の教育課程を履修し単位を修得した者に対し、学修証明書（その事実を証明する書面をいう。）を交付することができる。

### (連携開設科目)

第39条の3 本学は、教育上の目的を達成するために必要があると認める場合には、前条第一項の規定にかかわらず、大学等連携推進法人（本学の設置者が社員であるものに限る）の社員が設置する他大学が本学と連携して開設する授業科目（以下「連携開設科目」という。）を、本学が自ら開設したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により本学が自ら開設したものとみなすことができる連携開設科目は、前項の大学等連携推進法人が策定する連携推進方針に沿って開設するものとする。

### (教育課程の編成方法)

第40条 学部及び学科又は課程ごとの教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

**(授業科目)**

第41条 本学で開設する授業科目は、全学部の学生を対象に開設する授業科目（以下「全学共通科目」という。）及び学部の学生を対象に当該学部が開設する授業科目（以下「学部開設科目」という。）とし、これらを通じて教養教育と専門教育の有機連携を図るものとする。

2 各授業科目（第39条の3第1項の規定により本学が自ら開設したものとみなす授業科目を含む。）及び単位数は、別に定める。

**(全学共通科目の授業実施体制)**

第42条 本学の教授、准教授、講師及び助教は、前条第1項の全学共通科目を担当する。

2 全学共通科目の企画、運営、授業実施等は、別に定める組織において行う。

**(単位の計算方法)**

第43条 各授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算する。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 1つの授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2つ以上の方法の併用により行うものについては、その組み合わせに応じて、前2号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を別に定めることができる。

**(1年間の授業期間)**

第44条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

**(各授業科目の授業期間)**

第45条 各授業科目の授業は、1学期15週にわたる期間を単位として行う。ただし、特別の必要がある場合は、この限りでない。

**(授業の方法)**

第46条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 本学が教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 本学は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

**(指導補助者)**

第46条の2 各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の本学が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業

の一部を分担させることができる。

**(履修方法)**

第47条 第40条の区分により、開設される授業科目、その単位数、履修方法等については、各学部の定めるところによる。

**(長期にわたる教育課程の履修)**

第48条 各学部は、別に定めるところにより、学生が職業を有している等の事情により、第25条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

**(履修科目の登録の上限)**

第49条 各学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めることができる。

2 前項の規定にかかわらず各学部は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

**(成績評価基準の明示等)**

第50条 各学部は、学生に対して、各授業における学修目標や目標達成のための授業の方法及び内容並びに計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各学部は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、その基準を学生に対してあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

**(他学部の授業科目の履修)**

第51条 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により、他の学部の授業科目を履修しようとするときは、所属学部及び当該学部の定めるところにより履修するものとする。

第52条 削除

**第10章 単位の授与、卒業及び学位の授与****(単位の授与)**

第53条 本学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の本学が定める適切な方法により、別に定める成績評価基準に基づき学修の成果を評価して、所定の単位を与えるものとする。

2 成績の評価は、秀、優、良、可又は不可の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とする。ただし、必要と認める場合は、合格、了及び不合格の評語を用いることができる。

**(定期試験等)**

第54条 定期試験は、当該授業科目の授業を完了後、別に定める時期に行う。

2 やむを得ない理由により定期試験に欠席した者に対しては、別に定めるところにより、追試験を許可する。

**(再試験)**

第55条 成績評価が不合格となった者に対しては、別に定めるところにより、再試験を許可することがある。

**(連携開設科目に係る単位の認定)**

第55条の2 本学は、学生が他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した連携開設科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

**(他の大学、専門職大学又は短期大学における授業科目の履修等)**

第56条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が別に定めるところにより他の大学、専門職大学又は短期大学において

履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下同じ。）又は外国の短期大学に留学する場合、外国の大学又は外国の短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は外国の短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
- 3 前2項の履修等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

#### **(大学以外の教育施設等における学修)**

第57条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校等の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 前2項の学修の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

#### **(入学前の既修得単位の認定)**

第58条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（第77条に規定する科目等履修生及び学校教育法第105条に規定する特別の課程を履修する者として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。
- 3 前2項及び第5項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位（第55条の2の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。）以外のものについては、第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 前各項の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。
- 5 第1項の規定は、第56条第2項の場合に準用する。

#### **(卒業及び学位の授与)**

第59条 学長は、第25条に規定する修業年限以上在学し、第47条の教育課程により、各学部で定める卒業要件単位を修得した者には、本学を卒業したことを認め学士の学位を授与する。

- 2 前項の単位のうち、第46条第2項に規定する授業の方法により修得した単位数は、60単位を超えないものとする。ただし、卒業に124単位を超える単位の修得が必要な場合において、第46条第1項に規定する授業の方法により、64単位以上を修得しているときは、第46条第2項の授業の方法により修得する単位数については、60単位を超えて認定することができるものとする。
- 3 本学の学生（医学部に在籍する者を除く。）で本学に3年以上在学したもの（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が、第1項に定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、第25条の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、学長が卒業を認定する。
- 4 前項の卒業の認定の基準については、学部において別に定

め、公表するものとする。

- 5 学士の学位授与に関する事項は、本学学位規則の定めるところによる。
- 6 第1項の単位のうち、第55条の2の規定により修得したものとみなすものとする単位数は30単位を超えないものとする。

## **第11章 教育職員免許**

### **(教職課程)**

第60条 各学部の学科及び課程に、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び同法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に基づく教育職員免許状授与の所要資格を得させるための課程（以下「教職課程」という。）を置くことができる。

- 2 本学の教職課程に関して必要な事項は、別に定める。

## **第12章 休学、復学、退学、転学、留学及び除籍**

### **(休学)**

第61条 病気その他の理由により引き続き2月以上修学できない者は、学長の許可を得て、休学することができる。ただし、他の大学の大学院、専門職大学院、大学、専門職大学、短期大学又は専門職短期大学（以下「他大学院等」という。）へ入学することにより二重在籍となる休学はできない。

- 2 前項の休学は、1年を超えることができない。ただし、特別の理由がある場合は、学長の許可を得て、1年を限度として、引き続き休学することができる。

3 病気その他の理由により、修学することが適当でないと認める学生に対しては、学長は期間を定めて休学を命ずることができる。

4 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

5 休学期間は、これを在学期間に算入しない。ただし、復学により休学期間が2月に満たないときは、その期間は在学したものとみなす。

### **(復学)**

第62条 休学期間内においてその理由が消滅したときは、学長の許可を得て、復学することができる。

### **(願いによる退学)**

第63条 病気その他の理由により退学しようとするときは、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

### **(転学)**

第64条 他大学等に入学又は転学しようとするときは、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

### **(留学)**

第65条 第56条第2項の規定に基づく留学は、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定による留学の期間は、1年を限度として在学年数に算入する。ただし、特別な理由がある場合は、2年まで認めることができる。

### **(除籍)**

第66条 次の各号の1に該当する者は、学長がこれを除籍する。

- (1) 第26条に規定する在学期間を超える者
- (2) 病気その他の理由で成業の見込みがないと認められた者
- (3) 授業料納付の義務を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
- (4) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は入学料の一部の免除若しくは徴収猶予を許可された者であって、納付すべき入学料を納付しない者
- (5) 本学が認めた共同学位プログラムによるものを除き、他大学院等に在籍し、当該他大学院等を退学しない者（本学の科目等履修生及び他大学院等の科目等履修生を除く。）
- (6) 死亡又は行方不明の者

## 第13章 検定料、入学料及び授業料

### (検定料、入学料及び授業料の額)

第67条 検定料、入学料及び授業料の額は、別表第4に定める額とする。

2 長期履修学生の授業料の年額は、長期履修学生として、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められた期間（以下「長期履修期間」という。）に限り、前項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に当該学部の修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期履修期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

### (授業料の徴収方法)

第68条 授業料の納付は、次の2期に分け、年額の2分の1に相当する額を納付するものとする。

前期 4月1日から9月30日まで  
納付期限 5月31日まで  
後期 10月1日から3月31日まで  
納付期限 11月30日まで

2 前項の規定にかかわらず、学生等の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、第78条に規定する特別聴講学生については、指定の期日までに徴収するものとする。ただし、本学と他大学等（外国の大学等を含む。）又は高等専門学校との交流協定等（以下「大学間交流協定等」という。）において授業料不徴収の取り決めのあるときは、授業料を徴収しない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、第79条の2に規定する短期交流学生については、指定の期日までに徴収するものとする。ただし、大学間交流協定等において授業料不徴収の取り決めのあるときは、授業料を徴収しない。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に基づき入学する者については、授業料を徴収しない。

### (休学の場合における授業料)

第69条 休学を許可され、又は命ぜられた者に対しては、月割計算により、休学の開始が月の初めのときはその月から、月の途中のときはその月の翌月から、復学する月の前月までの授業料を免除する。ただし、休学を許可され、又は命ぜられたときに授業料の納付期限後のときは当該期分の授業料を免除しない。

2 月割計算による授業料の月額は、年額の12分の1に相当する金額とする。

### (検定料及び入学料の不徴収)

第70条 特別聴講学生、国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に基づき入学する者及び短期交流学生については、検定料及び入学料は徴収しない。

### (入学料、授業料の免除及び徴収猶予)

第71条 経済的理由によって納付が困難であると認められ、かつ、学業優秀と認めるとき、その他やむを得ない事情があると認めるときは、別に定めるところにより、入学料及び授業料の全額若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

### (検定料の免除)

第71条の2 大規模な風水害等により被災する等やむを得ない事情があり検定料を納付することが困難であると認めるときは、別に定めるところにより、検定料を免除することがある。

### (転学、退学、除籍及び停学の場合における授業料)

第72条 学期の中途において、転学、退学、除籍又は停学の場合にあっても、その期の授業料は納付しなければならない。ただし、死亡、行方不明又は授業料の未納を理由として除籍された者の授業料については、この限りでない。

### (既納の検定料、入学料及び授業料)

第73条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

2 医学部を志願し検定料を納付した者が、第1段階目の選抜で不合格となった場合において、納付した者から返還の申出があったときは、前項の規定にかかわらず、別表第4の2に規定する第2段階目の選抜に係る検定料相当額を返還するものとする。

3 第68条第2項の規定により納付した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学したときは、第1項の規定にかかわらず、既納の後期分授業料相当額を返還するものとする。

4 前2項に規定するもののほか、第1項に規定する既納の検定料、入学料及び授業料が返還できる場合については、別に定める。

第74条 この学則に定めるもののほか、検定料、入学料及び授業料の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

## 第14章 委託生、科目等履修生、特別聴講学生、研究生、短期交流学生及び外国人留学生

### (委託生)

第75条 国、地方公共団体その他の機関より、学部所定の授業科目を学修させるため、学生委託の申出があったときは、委託生として、学長が入学を許可することがある。

第76条 委託生には、この学則に別段の定めがない限り、第30条を除くほか、学部学生に関する規定を準用する。

### (科目等履修生)

第77条 本学の学生以外の者で、本学が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、学部学生の履修に支障のない限り、選考の上、科目等履修生として学長が入学を許可し、単位を授与することができる。

2 前項の単位の授与については、第53条の規定を準用する。

3 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

### (特別聴講学生)

第78条 他大学等（外国の大学等を含む。）又は高等専門学校の学生で本学の授業科目を履修しようとする者があるときは、当該大学等との協議に基づき、特別聴講学生として学長が履修を許可することがある。

2 特別聴講学生の履修に関し必要な事項は、別に定める。

### (研究生)

第79条 本学において、特定の専門事項について研究しようとする者があるときは、大学の教育研究に支障のない場合に限って、選考の上、研究生として学長が入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

### (短期交流学生)

第79条の2 他大学等（外国の大学等を含む。）又は高等専門学校の学生で、本学において短期の学生交流又は連携教育に参加しようとする者があるときは、短期交流学生として学長が受入れを許可することがある。

2 短期交流学生に関し必要な事項は、別に定める。

### (外国人留学生)

第80条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入学し、本学に入学を志願する者があるときは、選抜の上、外国人留学生として学長が入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第81条 外国人留学生に対しては、第41条に規定する全学共通科目及び学部開設科目として、日本語科目及び日本事情に関

する科目を開設することができる。

第82条 外国人留学生に対しては、前2条に定めるもののほか、この学則中、学部学生、科目等履修生又は研究生に関する規定を準用する。

## 第15章 賞罰

### (表彰)

第83条 学生で表彰に値する業績又は行為があるときは、学長がこれを表彰する。

### (懲戒)

第84条 本学の規則に違反し、又は学生の本分を守らない者があるときは、その軽重に従って学長が懲戒する。

- 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。
- 前項の退学は、次の各号の1に該当する者に対して行う。
  - 品行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - 正当な理由なく出席が常でない者で、成業の見込みがないと認められる者
  - 本学の秩序を著しく乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

## 第16章 寄宿舎

### (寄宿舎)

第85条 本学に寄宿舎を置く。

- 次条に定めるもののほか、寄宿舎に関し必要な事項は、別に定める。

### (寄宿料及び徴収方法)

第86条 寄宿料の額は、別に定める。

- 寄宿料は、寄宿舎に入舎した日の属する月から退舎する日の属する月まで毎月その月の分を納付するものとする。ただし、同一学年の2月以上の分を前納することができる。
- 春季休業及び夏季休業の期間中の寄宿料は、それぞれの休業期間の開始前に納付するものとする。
- 既納の寄宿料は、いかなる事由があっても返還しない。
- 寄宿料納付の義務を怠り、督促を受けてもなお納付しない者は、退舎させる。
- 特別の事情がある場合に限り、別に定めるところにより、寄宿料を免除することができる。

## 第17章 公開講座

### (公開講座)

第87条 社会人等の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

- 公開講座に関する科目については、その都度これを定める。
- 公開講座の講習料については、別に定める。

## 第18章 特別の課程

### (特別の課程)

第88条 本学は、文部科学大臣の定めるところにより、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

- 前項の課程を修了した者に対し、第53条の規定を準用し単位を与えることができる。
- 前2項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

- この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 国立学校設置法の一部を改正する法律（平成15年法律第29号）附則第2項の規定により平成15年9月30日に当該大学に在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされた香川大学（以下「旧香川大学」という。）及び香川医科大学（以下「旧香川医科大学」という。）に在学し、かつ、平成16年3月31日に旧香川大学又は旧香川医科大学に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学等する者については、国立大学法人法（平成15年法律第112号）の附則第17条の規定により、旧香川大学又は旧香川医科大学を卒業するために必要とされる教育課程その他教育上必要な事項は、旧香川大学又は旧香川医科大学の学則及びその他の規程等の定めるところによる。
- 別表第2に掲げる平成16年度における第3年次編入学定員は、同表の規定にかかわらず、医学部医学科においては5人とし、別に定めるところにより選考の上、入学を許可する。
- 別表第2に掲げる法学部及び経済学部の項並びに合計の項の収容定員、同表の規定にかかわらず、平成16年度から平成18年度までは、次の表に掲げるとおりとする。

学 部	学科及び課程	収容定員			
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	
法 学 部	法学科	昼間コース	710	680	650
		夜間主コース	70	60	50
	計	780	740	700	
経 済 学 部	経済学科	昼間コース	459	444	429
		夜間主コース	51	42	33
	経営システム学科	昼間コース	541	506	471
		夜間主コース	68	56	44
	地域社会システム学科	昼間コース	340	330	320
		夜間主コース	51	42	33
	昼間コース小計		1,340	1,280	1,220
	夜間主コース小計		170	140	110
計		1,510	1,420	1,330	
合 計		5,595	5,465	5,335	

附 則（平成17年3月29日）

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日）

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年7月28日）

この学則は、平成17年7月28日から施行する。



附 則 (平成17年11月18日)

この学則は、平成17年11月18日から施行し、平成17年10月1日から適用する。ただし、改正後の第28条第5号の規定は、平成17年12月1日から施行する。

附 則 (平成18年1月26日)

この学則は、平成18年1月26日から施行する。

附 則 (平成18年4月1日)

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年4月1日)

この学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、平成18年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年4月27日)

この学則は、平成18年4月27日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年4月1日)

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年12月26日)

この学則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則 (平成20年3月1日)

この学則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日)

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月1日)

この学則は、平成21年3月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日)

- この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 別表第2に掲げる医学部の項並びに合計の項の入学定員及び収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成21年度は、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科又は課程	入学定員	収容定員
医学部	医学科	100	575
	看護学科	60	260
	計	160	835
合 計		1,230	5,215

附 則 (平成21年6月25日)

この学則は、平成21年6月25日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年12月24日)

この学則は、平成21年12月24日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日)

- この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 別表第2に掲げる医学部の項並びに合計の項の入学定員及び収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成22年度及び平成23年度は、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科又は課程	入学定員	収容定員	
			平成22年度	平成23年度
医学部	医学科	107	592	609
	看護学科	60	260	260
	計	167	852	869
合 計		1,237	5,232	5,249

附 則 (平成22年7月1日)

この学則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日)

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月1日)

- この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 工学部の信頼性情報システム工学科は、改正後の第5条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日に当該学科に在学する者及び平成24年4月1日以降に当該在学者の属する年次に入学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、改正前の規定を適用する。
- 別表第2に掲げる工学部の項の第3年次編入学定員の欄は、平成24年度及び平成25年度は、次のとおりとし、

安全システム建設工学科 信頼性情報システム工学科 知能機械システム工学科 材料創造工学科	20
---	----

電子・情報工学科の収容定員の欄は、平成24年度から平成26年度までは、次のとおりとする。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
電子・情報工学科	80	160	240
信頼性情報システム工学科	240	160	80

4 別表第2に掲げる医学部の項及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成24年度から平成28年度までは、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科又は課程	収容定員				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
医学部	医学科	627	645	663	671	672
	看護学科	260	260	260	260	260
	計	887	905	923	931	932
合計		5,267	5,285	5,303	5,311	5,312

5 別表第2に掲げる医学部の項並びに合計の項の入学定員及び収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成30年度及び平成31年度は、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科又は課程	入学定員	収容定員	
			平成30年度	平成31年度
医学部	医学科	103	668	663
	看護学科	60	260	260
	計	163	928	923
合計		1,233	5,308	5,303

附 則（平成25年4月1日）

- この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 別表第2に掲げる医学部の項及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成25年度から平成29年度までは、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科又は課程	収容定員				
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
医学部	医学科	646	665	674	676	678
	看護学科	260	260	260	260	260
	計	906	925	934	936	938
合計		5,286	5,305	5,314	5,316	5,318

3 別表第2に掲げる医学部の項並びに合計の項の入学定員及び収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成30年度及び平成31年度は、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科又は課程	入学定員	収容定員	
			平成30年度	平成31年度
医学部	医学科	104	674	669
	看護学科	60	260	260
	計	164	934	929
合計		1,234	5,309	5,304

附 則（平成25年7月23日）

この学則は、平成25年7月23日から施行する。

附 則（平成25年11月21日）

この学則は、平成25年11月21日から施行する。

附 則（平成26年4月1日）

- この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 改正後の第26条第2項の規定にかかわらず、医学部医学科において平成26年3月31日に在学する者及び平成26年度に第2年次第2学期に編入する者については、改正前の規定を適用する。
- 改正後の第32条の規定にかかわらず、医学部医学科に平成26年度に第2年次第2学期に編入する者については、改正前の規定を適用する。

附 則（平成26年12月1日）

- この学則は、平成26年12月1日から施行する。
- 改正後の第33条第3項の規定にかかわらず、平成27年度に工学部の第3年次に編入する者については、改正前の規定を適用する。

附 則（平成27年3月1日）

この学則は、平成27年3月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日）

- この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 別表第2に掲げる教育学部の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成27年度から平成29年度までは、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科及び課程	収容定員		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
教育学部	学校教育教員養成課程	550	580	610
	人間発達環境課程	250	220	190
	計	800	800	800

附 則 (平成27年 5月 1日)

この学則は、平成27年 5月 1日から施行する。

附 則 (平成28年 4月 1日)

この学則は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成29年 4月 1日)

- この学則は、平成29年 4月 1日から施行する。
- 平成28年度以前に入学した者に係る休学については、改正後の第61条第 1 項及び第 5 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成30年 4月 1日)

- この学則は、平成30年 4月 1日から施行する。
- 改正前の第 5 条第 1 項に規定する教育学部人間発達環境課程、経済学部の各学科及び工学部は、改正後の同条の規定にかかわらず、平成30年 3月 31日に当該学部、課程及び学科に在学する者並びに平成30年 4月 1日以降に当該在学者の属する年次に入学する者が、当該学部、課程及び学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、改正前の規定を適用する。
- この学則による改正後の別表第 2 の規定にかかわらず、平成30年度から平成32年度までの教育学部、経済学部、創造工学部及び工学部の収容定員は、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科及び課程	収容定員			
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
教育学部	学校教育教員養成課程	640	640	640	
	人間発達環境課程	120	80	40	
	計	760	720	680	
経済学部	経済学科	昼間コース	240	480	740
		夜間主コース	10	20	30
	計	250	500	770	
	(従前の学科)				
	経済学科	昼間コース	314	214	107
		夜間主コース	18	12	6
	経営システム学科	昼間コース	331	226	113
		夜間主コース	24	16	8
	地域社会システム学科	昼間コース	235	160	80
		夜間主コース	18	12	6
昼間コース計		880	600	300	
夜間主コース計		60	40	20	
計		940	640	320	
創造工学部	創造工学科	330	660	1,010	
	計	330	660	1,010	
工学部	安全システム建設工学科	180	120	60	
	電子・情報工学科	240	160	80	
	知能機械システム工学科	180	120	60	
	材料創造工学科	180	120	60	
	計	780	520	260	

- この学則による改正後の別表第 2 の規定にかかわらず、平成30年度から平成36年度までの医学部の項及び合計の項の入学定員及び収容定員は、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科又は課程	平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度		平成34年度		平成35年度		平成36年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医学部	医学科	109	679	109	679	95	665	95	651	95	637	95	623	95	609
	看護学科	60	260	60	260	60	260	60	260	60	260	60	260	60	260
	臨床心理学科	20	20	20	40	20	60	20	80	20	80	20	80	20	80
	計	189	959	189	979	175	985	175	991	175	977	175	963	175	949
合 計	1,239	5,319	1,239	5,319	1,225	5,305	1,225	5,291	1,225	5,277	1,225	5,263	1,225	5,249	

附 則 (平成30年 8月 1日)

この学則は、平成30年 8月 1日から施行する。

附 則 (平成31年 4月 1日)

この学則は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則 (令和 2年 4月 1日)

- この学則は、令和 2年 4月 1日から施行する。
- 別表第 2 の規定にかかわらず、令和 2年度から令和 8年度までの医学部の項並びに合計の項の入学定員及び収容定員は、次の表

に掲げるとおりとする。

学部	学科又は課程	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医学部	医学科	109	679	109	679	95	665	95	651	95	637	95	623	95	609
	看護学科	60	260	60	260	60	260	60	260	60	260	60	260	60	260
	臨床心理学科	20	80	20	80	20	80	20	80	20	80	20	80	20	80
	計	189	999	189	1,019	175	1,005	175	991	175	977	175	963	175	949
合計		1,239	5,319	1,239	5,319	1,225	5,305	1,225	5,291	1,225	5,277	1,225	5,263	1,225	5,249

附 則（令和2年7月1日）

この学則は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令和2年11月26日）

この学則は、令和2年11月26日から施行し、令和2年7月4日から適用する。

附 則（令和3年4月1日）

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日）

1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

2 別表第2の規定にかかわらず、令和4年度から令和9年度までの医学部の項及び合計の項の入学定員及び収容定員は、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科又は課程	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医学部	医学科	109	679	95	665	95	651	95	637	95	623	95	609
	看護学科	60	250	60	240	60	240	60	240	60	240	60	240
	臨床心理学科	20	80	20	80	20	80	20	80	20	80	20	80
	計	189	1,009	175	985	175	971	175	957	175	943	175	929
合計		1,239	5,309	1,225	5,285	1,225	5,271	1,225	5,257	1,225	5,243	1,225	5,229

附 則（令和4年10月1日）

この学則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日）

1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。

2 別表第2の規定にかかわらず、令和5年度から令和10年度までの医学部の項及び合計の項の入学定員及び収容定員は、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科又は課程	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医学部	医学科	109	679	95	665	95	651	95	637	95	623	95	609
	看護学科	60	240	60	240	60	240	60	240	60	240	60	240
	臨床心理学科	20	80	20	80	20	80	20	80	20	80	20	80
	計	189	999	175	985	175	971	175	957	175	943	175	929
合計		1,239	5,299	1,225	5,285	1,225	5,271	1,225	5,257	1,225	5,243	1,225	5,229

別表第1 削除

別表第2（第5条関係）

学部	学科及び課程	入学定員	第2年次編入学定員	第3年次編入学定員	収容定員
教育学部	学校教育教員養成課程	160 人	人	人	640 人
	計	160			640
法学部	法学科	昼間コース	150	10	620
		夜間主コース	10		40
	計	160		10	660
経済学部	経済学科	昼間コース	240	20	1,000
		夜間主コース	10		40
	計	250		20	1,040
医学部	医学科	95	5		595
	看護学科	60			240
	臨床心理学科	20			80
	計	175	5		915
創造工学部	創造工学科	330		20	1,360
	計	330		20	1,360
農学部	応用生物科学科	150			600
	計	150			600
合計		1,225	5	50	5,215

別表第3 削除

別表第4（第67条関係）

## 1 検定料及び入学料

区 分	検定料	入学料
学部（法学部及び経済学部の夜間主コースを除く。）	17,000円	282,000円
法学部及び経済学部の夜間主コース	10,000円	141,000円
科目等履修生	9,800円	28,200円
研究生	9,800円	84,600円

- 2 出願書類等による選抜（以下この項において「第1段階目の選抜」という。）を行いその合格者に限り学力検査その他による選抜（以下この項において「第2段階目の選抜」という。）を行う場合の検定料の額については、1の表にかかわらず、第1段階目の選抜に係る額は4,000円（夜間において授業を行う学部にあつては2,200円）とし、第2段階目の選抜に係る額は13,000円（夜間において授業を行う学部にあつては7,800円）とする。
- 3 大学の学部の転入学、編入学又は再入学に係る検定料の額は1の表にかかわらず、30,000円（法学部及び経済学部の夜間主コースにあつては18,000円）とする。
- 4 授業料

区 分	授業料
学部（法学部及び経済学部の夜間主コースを除く。）	年額 535,800円
法学部及び経済学部の夜間主コース	年額 267,900円
科目等履修生	1単位に相当する授業につき 14,800円
特別聴講学生	1単位に相当する授業につき 14,800円
研究生	月額 29,700円
短期交流学生	受入期間5日まで 4,950円（受入期間5日を超えるものは、5日までごとに4,950円加算）

- 5 第88条の規定による特別の課程を履修する者が当該特別の課程に含まれる授業科目を科目等履修生として履修する場合、当該授業科目の授業料は4の表にかかわらず、徴収しないこととする。

附 則（令和6年2月13日）

この学則は、令和6年2月13日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和6年4月1日）

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 別表第2の規定にかかわらず、令和6年度から令和11年度までの医学部の項及び合計の項の入学定員及び収容定員は、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科又は課程	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医学部	医学科	109	679	95	665	95	651	95	637	95	623	95	609
	看護学科	60	240	60	240	60	240	60	240	60	240	60	240
	臨床心理学科	20	80	20	80	20	80	20	80	20	80	20	80
	計	189	999	175	985	175	971	175	957	175	943	175	929
合 計		1,239	5,299	1,225	5,285	1,225	5,271	1,225	5,257	1,225	5,243	1,225	5,229

# 香川大学大学院学則

## 目次

- 第1章 趣旨及び目的（第1条・第2条）
- 第2章 自己評価等（第3条）
- 第3章 研究科等（第4条—第8条）
- 第4章 教員（第10条）
- 第5章 運営組織（第11条）
- 第6章 収容定員等（第13条）
- 第7章 学年、学期及び休業日（第14条—第16条）
- 第8章 標準修業年限及び在学期間（第17条・第18条）
- 第9章 入学等（第19条—第28条）
- 第10章 教育課程、教育方法等、授業科目及び単位数（第28条の2—第42条）
- 第11章 課程の修了要件及び学位の授与（第43条—第49条）
- 第12章 教育職員免許（第50条）
- 第13章 休学、復学、退学、転学、留学及び除籍（第51条—第56条）
- 第14章 検定料、入学料及び授業料（第57条—第64条）
- 第15章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生、特別研究学生及び外国人留学生（第65条—第70条）
- 第16章 賞罰（第71条・第72条）
- 第17章 特別の課程（第73条）
- 第18章 雑則（第74条）

## 附則

### 第1章 趣旨及び目的

#### (趣旨)

第1条 この学則は、香川大学学則（平成16年4月1日制定）第6条第2項の規定に基づき、香川大学大学院（以下「本学大学院」という。）に関し必要な事項を定める。

#### (目的)

- 第2条 本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。
- 2 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。
- 3 本学大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

### 第2章 自己評価等

#### (自己評価等)

- 第3条 本学大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。
- 2 前項の点検及び評価の結果について、本学大学院の職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。
- 3 第1項の点検及び評価の項目並びに実施体制等については、別に定める。
- 第3条の2 本学大学院は、前条に規定する点検及び評価の結果並びに認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、教育研究等の水準の向上を図ることに努めるものとする。

### 第3章 研究科等

#### (研究科、課程及び専攻)

- 第4条 本学大学院に、第4項の表の左欄に掲げる研究科を置く。
- 2 各研究科の修士課程、博士課程及び専門職学位課程の別は、第4項の表の中欄に掲げるとおりとする。
- 3 創発科学研究科及び医学系研究科看護学専攻の博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。
- 4 各研究科に、それぞれ次の表の右欄に掲げる専攻を置く。

研究科名	課程の別	専攻名
創発科学研究科	博士前期課程	創発科学専攻
	博士後期課程	創発科学専攻
医学系研究科	修士課程	臨床心理学専攻
	博士前期課程	看護学専攻
	博士課程	医学専攻
	博士後期課程	看護学専攻
農学研究科	修士課程	応用生物・希少糖科学専攻
教育学研究科	専門職学位課程 (教職大学院の課程)	高度教職実践専攻
地域マネジメント研究科	専門職学位課程	地域マネジメント専攻

- 5 各研究科に関し必要な事項は、別に定める。

#### (教育研究実施組織等)

第4条の2 本学大学院（専門職大学院を除く）は、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編成するものとする。本学専門職大学院は、研究科及び専攻の規模及び規模に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編成す

るものとする。

- 2 前項及び第3項の編制その他必要な事項は、別に定める。
- 3 本学大学院は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。

#### (組織的な研修等)

第4条の3 本学大学院は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修(次項に規定する研修に該当するものを除く。)の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

- 2 本学大学院は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学院の授業及び研究指導(専門職大学院を除く。)の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。
- 3 本学大学院は、第31条の2の規定により授業科目について補助する者(教員を除く。)に対し、必要な研修を行うものとする。

#### (修士課程)

第5条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

#### (博士課程)

第6条 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

#### (専門職学位課程)

第7条 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

#### (愛媛大学大学院連合農学研究科の教育研究の実施)

第8条 本学大学院は、愛媛大学大学院連合農学研究科(以下「連合農学研究科」という。)の教育研究について、愛媛大学及び高知大学との協力により実施するものとする。

- 2 連合農学研究科に置かれる連合講座は、愛媛大学及び高知大学の教員とともに、本学農学部及び学内共同教育研究施設等の教員が担当するものとする。

第9条 削除

## 第4章 教員

#### (教員)

第10条 本学大学院を担当する教員は、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)及び専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)に定める資格を有する香川大学の教授、准教授、講師及び助教をもって充てる。

## 第5章 運営組織

#### (研究科教授会)

第11条 創発科学研究科、医学系研究科、農学研究科、教育学研究科及び地域マネジメント研究科に、研究科に関する重要事項を審議するため、それぞれ研究科教授会を置く。

- 2 前項の教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第12条 削除

## 第6章 収容定員等

#### (収容定員等)

第13条 研究科の専攻ごとの収容定員等は、次の表のとおりとする。

研究科名	課程の別	専攻名	入学定員	収容定員
創発科学研究科	博士前期課程	創発科学専攻	130人	260人
		計	130	260
	博士後期課程	創発科学専攻	22	66
		計	22	66
医学系研究科	修士課程	臨床心理学専攻	13	26
		計	13	26
	博士前期課程	看護学専攻	16	32
		計	16	32
	博士課程	医学専攻	30	120
		計	30	120
農学研究科	博士後期課程	看護学専攻	2	6
		計	2	6
	修士課程	応用生物・希少糖科学専攻	60	120
	計	60	120	
教育学研究科	専門職学位課程(教職大学院の課程)	高度教職実践専攻	20	40
		計	20	40
地域マネジメント研究科	専門職学位課程	地域マネジメント専攻	30	60
		計	30	60
	合	計	323	730

## 第7章 学年、学期及び休業日

#### (学年)

第14条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### (学期)

第15条 学年を分けて次の2学期とする。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 前項に定める各学期は、前半及び後半に分けることができる。

#### (休業日)

第16条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日(創発科学研究科及び地域マネジメント研究科を除く。)
- (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (4) 大学記念日 10月1日
- (5) 春季休業 3月11日から3月31日まで
- (6) 夏季休業 8月6日から9月30日まで
- (7) 冬季休業 12月25日から1月7日まで

- 2 前項の規定にかかわらず学長が必要と認めるときは、休業日を変更し、又は臨時的休業日を定めることができる。

## 第8章 標準修業年限及び在学期間

#### (標準修業年限)

第17条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

- 2 教育学研究科専門職学位課程(以下「教職大学院の課程」という。)の標準修業年限は、2年とする。ただし、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育を行う場合において、教育上の必要があるときは、学生の履修上の区分に応じ、その修業年限を1年とすることができる。(当該学生を「短期履修学生」という。以下同じ。)

- 3 前項の短期履修学生に関し必要な事項は、別に定める。

- 4 医学系研究科医学専攻博士課程の標準修業年限は、4年とする。
- 5 創発科学研究科博士課程及び医学系研究科看護学専攻博士課程の標準修業年数は、5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。
- 6 削除
- 7 地域マネジメント研究科専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。

**(在学期間)**

第18条 各研究科における在学期間は、当該課程の標準修業年限の2倍を超えることができない。

## 第9章 入学等

**(入学の時期)**

第19条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

**(修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程の入学資格)**

第20条 修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条第1項に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- (9) 学校教育法第102条第2項に規定する者
- (10) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学の大学院に入学した者であって、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (11) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したものの

**(医学系研究科医学専攻博士課程の入学資格)**

第21条 医学系研究科医学専攻の博士課程に入学することのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯学又は修業年限が6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である医学、歯学、薬学又は獣医学の課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者（昭和30年文部省告示第39号）
- (7) 学校教育法第102条第2項に規定する者
- (8) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）に入学した者であって、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したものの

**(創発科学研究科博士後期課程及び医学系研究科看護学専攻博士後期課程の入学資格)**

第22条 創発科学研究科の博士後期課程及び医学系研究科看護学専攻の博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学



- 位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
- (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

#### (入学の願)

第23条 入学を志願する者は、入学願書に所定の書類及び検定料を添えて指定の期日までに、学長に願出しなければならない。

#### (入学者選抜)

第24条 入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第165条の2第1項第3号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

- 2 前項の選抜に関し必要な事項は、別に定める。

#### (再入学)

第25条 願いにより本学大学院を退学した者又は除籍された者で再入学を志願する者があるときは、当該研究科が別に定めるところにより選抜の上、当該研究科教授会の議を経て、学長が、入学を許可することがある。ただし、医学系研究科にあつては、欠員のある場合に限る。

#### (転入学)

第26条 次の各号の1に該当する者で、本学大学院に転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、当該研究科が別に定めるところにより選抜の上、当該研究科教授会の議を経て、学長が、入学を許可することがある。ただし、他の大学との協議に基づく場合は、欠員の有無にかかわらず、入学を許可することができる。

- (1) 他の大学の大学院又は専門職大学院（外国の大学の大学院及び専門職大学院に相当するものを含む。）（以下「他の大学の大学院等」という。）に在学する者
- (2) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学する者（学校教育法第102条第1項に規定する者に限る。）
- (3) 国際連合大学の課程に在学する者

#### (入学の手続及び許可)

第27条 入学者選抜に合格した者は、指定の期日までに所定の書類を提出するとともに、入学料を納付し、入学手続を完了しなければならない。

- 2 所定の書類を提出し、入学料の免除又は徴収猶予を申請した者の適用については、入学手続を完了したものとみなす。
- 3 学長は、前2項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

#### (博士後期課程への進学)

第28条 本学大学院の修士課程又は博士前期課程を修了し、引き続き博士後期課程に進学を志願する者については、研究科の定めるところにより選考の上、当該研究科教授会の議を経て、学長が、進学を許可する。

## 第10章 教育課程、教育方法等、授業科目及び単位数

### (教育課程の編成方針)

第28条の2 教育課程の編成は、学校教育法施行規則第165条の2第1項第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を開設するとともに学位論文（専門職学位課程を除く。）の作成等に関する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に行うものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専

門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

第28条の3 前条に定めるもののほか、研究科等の専攻分野の枠を超えた特定分野又は特定課題に関する授業科目を体系的に開設した教育課程を編成し、その学修成果を認定できるものとする。

- 2 本学の学生又は科目等履修生として、前項の教育課程を履修し単位を修得した者に対し、学修証明書（その事実を証明する書面をいう。）を交付することができる。

### (教育方法等)

第29条 本学大学院の教育は、各研究科が定める授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。ただし、専門職大学院にあつては、「授業及び研究指導」とあるのは「授業」と読み替えて適用するものとする。

- 2 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮するものとする。
- 3 各研究科の授業科目の内容及び単位数並びに研究指導の内容並びにこれらの教育方法は、各研究科において別に定める。

### (教育方法の特例)

第30条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

### (授業の方法)

第31条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 本学大学院が教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 本学大学院は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 本学大学院は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

### (授業及び研究指導の補助)

第31条の2 本学大学院は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学院が定める者に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができる認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、当該授業科目を担当する教員以外の教員に授業の一部を分担させることができる。

### (授業科目及び単位数)

第32条 研究科の専攻における授業科目及び単位数については、研究科ごとに別に定める。

- 2 前項の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業

については、別に定める時間の授業をもって1単位とする。  
(3) 一つの授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行うものについては、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。

### 第33条 削除

#### (教職大学院の課程に係る連携協力校等)

第33条の2 教職大学院の課程は、前条第3項に規定する実習その他当該課程の教育上の目的を達成するために、連携協力校等を確保するものとする。

#### (長期にわたる教育課程の履修)

第34条 各研究科は、別に定めるところにより、学生が職業を有している等の事情により、第17条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

#### (履修科目の登録の上限)

第35条 専門職学位課程にあっては、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

2 前項の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

#### (成績評価基準等の明示等)

第36条 各研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各研究科は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するために、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

3 前2項の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

#### (単位の授与)

第37条 授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の本学が定める適切な方法により、別に定める成績評価基準に基づき学修の成果を評価して所定の単位を与えるものとする。

2 成績の評価は、秀、優、良、可又は不可の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とする。

3 授業科目の単位の授与は、学期末又は学年末に行うものとする。

#### (1年間の授業期間)

第38条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

#### (各授業科目の授業期間)

第39条 各授業科目の授業は、1学期15週にわたる期間を単位として行う。ただし、特別の必要がある場合は、この限りでない。

#### (他の大学の大学院における授業科目の履修等)

第40条 本学大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が別に定めるところにより他の大学の大学院等において履修した授業科目について修得した単位を、創発科学研究科、医学系研究科及び農学研究科にあっては15単位を超えない範囲で、教職大学院の課程にあっては23単位を超えない範囲で、地域マネジメント研究科にあっては20単位を超えない範囲で、当該研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 削除

3 削除

4 前各項の規定は、学生が、外国の大学院（専門職大学院に相当する外国の大学院を含む。以下同じ。）に留学する場

合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第35条第1項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

5 前各項の履修に関し必要な事項は、別に定める。

#### (特別の課程の履修等)

第40条の2 本学大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が行う学校教育法第105条の規定により大学院が編成する特別の課程（履修資格を有する者が、同法第102条第1項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）における学修を、本学大学院における授業科目の履修とみなし、本学大学院の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第4項により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて、創発科学研究科、医学系研究科及び農学研究科にあっては15単位、教育学研究科にあっては23単位、地域マネジメント研究科にあっては20単位を超えないものとする。

#### (他の大学の大学院等における研究指導)

第41条 本学大学院（専門職学位課程を除く。）は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学の大学院又は研究所等（外国の研究所等を含む。）において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程又は博士前期課程の学生が当該研究指導を受ける期間は、1年を超えることができない。

2 前項の研究指導に関し必要な事項は、別に定める。

#### (入学前の既修得単位の認定)

第42条 本学大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生及び学校教育法第105条に規定する特別の課程を履修する者として修得した単位を含む。）を、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項及び第6項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、転入学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、創発科学研究科、医学系研究科、農学研究科は15単位を超えないものとし、かつ、第40条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）及び第40条の2により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。なお、創発科学研究科及び医学系研究科看護学専攻において、前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、博士前期課程に係るものとする。

3 教職大学院の課程にあって、第1項及び第6項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学等の場合を除き、当該課程において修得した単位以外のものについては、第45条第2項により当該課程において免除する単位数及び第40条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）により当該課程において修得したものとみなす単位数と合わせて23単位を超えないものとする。

4 削除

- 5 第2項、第3項及び第7項の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。
- 6 第1項の規定は、第40条第4項の場合に準用する。
- 7 地域マネジメント研究科にあっては、第1項及び第6項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学等の場合を除き、当該研究科において修得した単位以外のものについては、第40条第1項（第4項において準用する場合を含む。）により当該研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

第42条の2 削除

## 第11章 課程の修了要件及び学位の授与

### （修士課程及び博士前期課程の修了要件）

第43条 修士課程及び博士前期課程の修了要件は、本学大学院に2年以上在学し、各研究科の定めるところにより、所要の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、本学大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

### （博士課程及び博士後期課程の修了要件）

第44条 医学系研究科医学専攻の博士課程の修了要件は、大学院に4年以上在学し、当該研究科の定めるところにより、所要の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に3年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 医学系研究科看護学専攻の博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、当該研究科の定めるところにより、所要の授業科目について15単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、修士課程又は博士前期課程における2年の在学期間を含め、3年以上在学すれば足りるものとする。
- 3 創発科学研究科の博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、当該研究科の定めるところにより、所要の授業科目について11単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、修士課程又は博士前期課程における2年の在学期間を含め、3年以上在学すれば足りるものとする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び前条第1項のただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者の博士課程の修了要件は、大学院に修士課程又は博士前期課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年（修士課程又は博士前期課程における在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。
- 5 前3項の規定にかかわらず、第22条第2号から第6号までの規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、創発科学研究科の博士後期課程又は医学系研究科看護学専攻の博士後期課程に

入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院に3年（専門職大学院設置基準第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

### （専門職学位課程の修了要件）

第45条 教職大学院の課程の修了要件は、大学院に2年（第17条第2項の短期履修学生にあつては1年）以上在学し、当該研究科の定めるところにより、所要の授業科目について47単位以上（高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。）を修得するものとする。

- 2 教職大学院の課程は、教育上有益と認めるときは、当該研究科に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、10単位を超えない範囲で、前項に規定する実習により修得する単位の一部を免除することができる。
- 3 地域マネジメント研究科の修了要件は、大学院に2年以上在学し、当該研究科の定めるところにより、所要の授業科目について40単位以上を修得するものとする。

### （教職大学院の課程における在学期間の短縮）

第45条の2 教職大学院の課程は、第42条第3項の規定により大学院に入学する前に修得した単位を大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により本学大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

### （修士課程、博士前期課程、博士課程における在学期間の短縮）

第45条の3 修士課程、博士前期課程、博士課程は、第42条第1項の規定（同条第6項において準用する場合を含む。）により本学大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本学大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本学大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程及び博士前期課程については、少なくとも1年以上在学するものとする。

### （地域マネジメント研究科における在学期間の短縮）

第46条 地域マネジメント研究科は、第42条第7項の規定（同条第6項において準用する場合を含む。）により本学大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本学大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により本学大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

第47条 削除

第48条 削除

### （学位の授与）

第49条 学長は、本学大学院の課程を修了した者には、香川大学位規則の定めるところにより、修士、博士又は専門職学

Q & A  
こんなときは…

学生関係窓口

学生生活の案内

奨学金・保険制度  
授業料の免除

学生関係施設

附属施設

規則（大学院学則）

位の学位を授与する。

## 第12章 教育職員免許

### (教職課程)

第50条 各研究科の専攻に、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び同法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に基づく教育職員免許状授与の所要資格を得させるための課程（以下「教職課程」という。）を置くことができる。

2 本学の教職課程に関して必要な事項は、別に定める。

## 第13章 休学、復学、退学、転学、留学及び除籍

### (休学)

第51条 病気その他の理由により引き続き2月以上修学できない者は、学長の許可を得て、休学することができる。ただし、他の大学の大学院、専門職大学院、大学、専門職大学、短期大学又は専門職短期大学（以下「他大学院等」という。）へ入学することにより二重在籍となる休学はできない。

2 前項の休学は、1年を超えることができない。ただし、特別の理由がある場合は、学長の許可を得て、1年を限度として、引き続き休学することができる。

3 病気その他の理由により、修学することが適当でないと思われる学生に対しては、学長は期間を定めて休学を命ずることができる。

4 休学期間は、通算して修士課程及び博士前期課程においては2年を、博士課程及び博士後期課程においては3年を、専門職学位課程においては2年を超えることができない。

5 休学期間は、これを在学期間に算入しない。ただし、復学により休学期間が2月に満たないときは、その期間は在学したものとみなす。

### (復学)

第52条 休学期間内においてその理由が消滅したときは、学長の許可を得て、復学することができる。

### (退学)

第53条 病気その他の理由により退学しようとするときは、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

### (転学)

第54条 本学大学院の学生が、他の大学の大学院等に転学しようとするときは、理由書を添付の上、学長に願い出てその許可を受けなければならない。

### (留学)

第55条 学長は、教育上有益と認めるときは、外国の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生が当該大学院等に留学することを認めることができる。

2 前項の規定による留学の期間は、1年を限度として在学期間に算入する。

3 学生が第40条第1項の規定により、外国の大学院の授業科目を履修するとき及び第41条第1項の規定により、外国の大学院の研究指導を受けるときは、留学として扱う。

4 削除

### (除籍)

第56条 次の各号の1に該当する者は、学長がこれを除籍する。

- (1) 第18条の在学期間を超える者
- (2) 病気その他の理由で成業の見込みがないと認められた者
- (3) 授業料納付の義務を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
- (4) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は入学料の一部の免除若しくは徴収猶予を許可された者であって、納付すべき入学料を納付しない者
- (5) 本学が認めた共同学位プログラムによるものを除き他大学院等に在籍し、当該他大学院等を退学しない者（本学の科目

等履修生及び他大学院等の科目等履修生を除く。）

(6) 死亡又は行方不明の者

## 第14章 検定料、入学料及び授業料

### (検定料、入学料及び授業料の額)

第57条 検定料、入学料及び授業料の額は、別表第2に定める額とする。

2 長期履修学生の授業料の年額は、長期履修学生として、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められた期間（以下「長期履修期間」という。）に限り、前項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に当該研究科の標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期履修期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

### (授業料の徴収方法)

第58条 授業料の納付は、次の2期に分け、年額の2分の1に相当する額を納付するものとする。

前期 4月1日から9月30日まで

納付期限 5月31日まで

後期 10月1日から3月31日まで

納付期限 11月30日まで

2 前項の規定にかかわらず、学生等の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、第66条に規定する特別聴講学生については、指定の期日までに徴収するものとする。ただし、本学と他大学等（外国の大学等を含む。）との大学間交流協定等（以下「大学間交流協定等」という。）において授業料不徴収の取り決めのあるときは、授業料を徴収しない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、第68条に規定する特別研究学生については、指定の期日までに徴収するものとする。ただし、大学間交流協定等において授業料不徴収の取り決めのあるときは、授業料を徴収しない。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に基づき入学する者については、授業料を徴収しない。

### (休学の場合における授業料)

第59条 休学を許可され、又は命ぜられた者に対しては、月割計算により、休学の開始が月の初めのときはその月から、月の途中のときはその月の翌月から、復学する月の前月までの授業料を免除する。ただし、休学を許可され、又は命ぜられたときに授業料の納付期限後のときは当該期分の授業料を免除しない。

2 月割計算による授業料の月額は、年額の12分の1に相当する額とする。

### (検定料及び入学料の不徴収)

第60条 特別聴講学生、特別研究学生及び国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に基づき入学する者については、検定料及び入学料を徴収しない。

2 他の大学の大学院等に在学する者で当該大学との協議において検定料及び入学料不徴収の取り決めに基づき転入学する者については、検定料及び入学料を徴収しない。

### (入学料、授業料の免除及び徴収猶予)

第61条 経済的理由によって納付が困難であると認められ、かつ、学業優秀と認めるとき、その他やむを得ない事情があると認めるときは、別に定めるところにより、入学料及び授業料の全額若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

### (検定料の免除)

第61条の2 大規模な風水害等により被災する等やむを得ない事情があり検定料を納付することが困難であると認めるときは、別に定めるところにより、検定料を免除することがある。

### (転学、退学、除籍又は停学の場合における授業料)

第62条 学期の途中において、転学、退学、除籍又は停学の場合にあっては、その期の授業料は、納付しなければならない。ただし、死亡者、行方不明者又は授業料の未納を理由として除籍された者の授業料については、この限りでない。

### (既納の検定料、入学料及び授業料)

第63条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。  
2 第58条第2項の規定により納付した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学したときは、第1項の規定にかかわらず、既納の後期分授業料相当額を返還するものとする。  
3 前項に規定するもののほか、第1項に規定する既納の検定料、入学料及び授業料が返還できる場合については、別に定める。

第64条 この学則に定めるもののほか、検定料、入学料及び授業料の取扱いに関し、必要な事項は、別に定める。

## 第15章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生、特別研究学生及び外国人留学生

### (科目等履修生)

第65条 本学大学院の学生以外の者で、本学大学院が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者がいるときは、研究科学生の履修に支障のない限り、選考の上、科目等履修生として学長が入学を許可し、単位を授与することができる。

- 2 前項の単位の授与については、第37条の規定を準用する。
- 3 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

### (特別聴講学生)

第66条 他の大学の大学院等の学生で、本学大学院の研究科の授業科目を履修しようとする者がいるときは、当該大学院との協議に基づき、特別聴講学生として履修を許可することがある。

- 2 特別聴講学生の履修に関し必要な事項は、別に定める。

### (研究生)

第67条 本学大学院において、特定の専門事項について研究しようとする者がいるときは、大学の教育研究に妨げのない場合に限り、選考の上、研究生として学長が入学を許可することがある。

- 2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

### (特別研究学生)

第68条 他の大学（外国の大学を含む。）の大学院の学生で研究指導を受けようとする者がいるときは、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として研究指導を受けることを許可することがある。ただし、修士課程又は博士前期課程の学生について許可する場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えることができない。

- 2 前項の特別研究学生の研究指導に関し必要な事項は、別に定める。

第69条 特別研究学生の授業料の額については、研究生の授業料に関する規定を準用する。

### (外国人留学生)

第70条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入学し、本学大学院に入学を志願する者がいるときは、選抜の上、外国人留学生として学長が入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第70条の2 削除

## 第16章 賞罰

### (表彰)

第71条 学生で表彰に値する業績又は行為があるときは、学長がこれを表彰する。

### (懲戒)

第72条 本学大学院の規則に違反し又は学生の本分を守らない者がいるときは、その軽重に従って学長が懲戒する。

- 2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の1に該当する者に対して行う。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 正当な理由なく出席が常でない者で、成業の見込みがないと認められる者
  - (3) 本学大学院の秩序を著しく乱し、その他学生としての本分に著しく違反した者
- 4 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

## 第17章 特別の課程

### (特別の課程)

第73条 本学大学院は、文部科学大臣の定めるところにより、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

- 2 前項の課程を修了した者に対し第37条第1項及び第2項の規定を準用し単位を与えることができる。
- 3 前2項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 第18章 雑則

### (雑則)

第74条 この学則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。  
附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 国立学校設置法の一部を改正する法律（平成15年法律第29号）附則第2項の規定により平成15年9月30日に当該大学に在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされた香川大学（以下「旧香川大学」という。）及び香川医科大学（以下「旧香川医科大学」という。）の大学院に在学し、かつ、平成16年3月31日に旧香川大学又は旧香川医科大学の大学院に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学等する者については、国立大学法人法（平成15年法律第112号）の附則第17条の規定により、旧香川大学又は旧香川医科大学を修了するために必要とされる教育課程その他教育上必要な事項は、旧香川大学又は旧香川医科大学の大学院学則及びその他の規程等の定めるところによる。
- 3 第13条の表に掲げる経済学研究科、工学研究科、地域マネジメント研究科及び香川大学・愛媛大学連合法務研究科の項並びに合計の項の収容定員は同表の規定にかかわらず、平成16年度及び平成17年度にあっては、次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	課程の別	専攻名	収容定員	
			平成16年度	平成17年度
経済学研究科	修士課程	経済学専攻	30	
		企業経営専攻	8	
		計	38	
工学研究科	修士課程	安全システム建設工学専攻	18	
		信頼性情報システム工学専攻	24	
		知能機械システム工学専攻	18	
		材料創造工学専攻	18	
		計	78	
	博士前期課程	安全システム建設工学専攻	18	
		信頼性情報システム工学専攻	24	
		知能機械システム工学専攻	18	
		材料創造工学専攻	18	
	計	78		
	博士後期課程	安全システム建設工学専攻	5	10
		信頼性情報システム工学専攻	7	14
知能機械システム工学専攻		5	10	
材料創造工学専攻		5	10	
計		22	44	
地域マネジメント研究科	専門職学位課程	地域マネジメント専攻	30	
	計	30		
香川大学・愛媛大学 連合法務研究科	専門職学位課程	法務専攻	30	60
	計	30	60	
合 計			666	730

附 則 (平成17年3月29日)

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年7月28日)

この学則は、平成17年7月28日から施行する。

附 則 (平成17年11月18日)

この学則は、平成17年11月18日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

附 則 (平成18年1月26日)

この学則は、平成18年1月26日から施行する。

附 則 (平成18年4月1日)

この学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、平成18年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年4月27日)

この学則は、平成18年4月27日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年4月1日)

この学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、平成19年3月31日以前に香川大学・愛媛大学連合法務研究科に入学した学生に係る履修方法及び成績の評価については、改正後の第33条第4項及び第37条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成19年12月26日)

この学則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日)

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2 教育学研究科障害児教育専攻は、改正後の第4条第4項の規定にかかわらず、平成20年3月31日に同専攻に在学する者が同専攻に在学しなくなる日までの間存続するものとし、同専攻の学生に係る教育課程、履修方法、修了、学位等については、なお従前の例による。

3 平成20年度の教育学研究科の学生の収容定員及び合計は、改正後の第13条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	課程の別	専攻名	収容定員
教育学研究科	修士課程	学校教育専攻	12人
		特別支援教育専攻	
		特別支援教育専修	3
		特別支援教育コーディネーター専修	6
		教科教育専攻	60
		学校臨床心理専攻	18
		(従前の専攻) 障害児教育専攻	3
計			102
合 計			782

附 則 (平成21年12月24日)

この学則は、平成21年12月24日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日)

1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

2 平成22年度及び23年度の香川大学・愛媛大学連合法務研究科の学生の収容定員及び合計は、改正後の第13条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	課程の別	専攻名	収容定員	
			平成22年度	平成23年度
香川大学・愛媛大学連合法務研究科	専門職学位課程	法務専攻	80	70
		計	80	70
		合計	766	756

3 平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に香川大学・愛媛大学連合法務研究科に入学した学生に係る履修方法については、改正後の第33条第4項の規定にかかわらず95単位以上とする。

附則(平成23年4月1日)

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附則(平成24年4月1日)

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附則(平成25年4月1日)

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附則(平成26年4月1日)

1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

2 平成26年3月31日以前に入学した学生については、改正後の第33条第4項並びに第48条第1項及び第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則(平成27年4月1日)

1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

2 平成27年度及び平成28年度の香川大学・愛媛大学連合法務研究科の学生の収容定員及び合計は、改正後の第13条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	課程の別	専攻名	収容定員	
			平成27年度	平成28年度
香川大学・愛媛大学連合法務研究科	専門職学位課程	法務専攻	40	20
		計	40	20
		合計	726	706

附則(平成28年4月1日)

1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

2 平成28年3月31日以前に入学した学生については、改正後の第4条第4項及び第13条並びに第33条第6項、第40条第3項及び第42条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成28年度の教育学研究科の学生の収容定員及び合計は、改正後の第13条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	課程の別	専攻名	収容定員
教育学研究科	修士課程	学校教育専攻	12
		教科教育専攻	18
		学校臨床心理専攻	7
		計	37
	専門職学位課程(教職大学院の課程)	高度教職実践専攻	14
	計	14	
	(従前の専攻)		
	修士課程	学校教育専攻	6
		特別支援教育専攻	
		特別支援教育専修	3
		特別支援教育コーディネーター専修	—
		教科教育専攻	27
学校臨床心理専攻		9	
計	45		
	(略)		
合計		706	

4 平成28年度から平成30年度の医学系研究科博士課程の学生の収容定員は、改正後の第13条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	課程の別	専攻名	収容定員		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
医学系研究科	博士課程	医学専攻	30	60	90
		(従前の専攻)			
		機能構築医学専攻	24	16	8
		分子情報制御医学専攻	54	36	18
		社会環境病態医学専攻	12	8	4
		計	120	120	120

附則(平成28年5月26日)

この学則は、平成28年5月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附則(平成29年4月1日)

1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成28年度以前に入学した者に係る休学については、改正後の第51条第1項及び第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 改正前の第70条の2に規定する法務研修生は、香川大学・愛媛大学連合法務研究科廃止後5年間に経過する平成34年3月31日までの間、受け入れることができるものとする。

附 則 (平成30年4月1日)

- この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 農学研究科生物資源生産学専攻、生物資源利用学専攻及び希少糖科学専攻は、改正後の第4条第4項の規定にかかわらず、平成30年3月31日に同専攻に在学する者が同専攻に在学しなくなる日までの間存続するものとし、同専攻の学生に係る教育課程、履修方法、修了、学位等については、なお従前の例による。
- 平成30年度の農学研究科の学生の収容定員は、改正後の第13条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	課程の別	専攻名	収容定員	
農学研究科	修士課程	応用生物・希少糖科学専攻	60	
	計		60	
	(従前の専攻)			
	修士課程	生物資源生産学専攻	25	
		生物資源利用学専攻	25	
		希少糖科学専攻	10	
計		60		

- 4 平成30年3月31日に教職大学院の課程に在学する者については、改正後の第40条第2項及び第42条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成31年4月1日)

- この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 平成31年3月31日以前に入学した学生に係る履修方法については、改正後の第33条第2項及び第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和2年4月1日)

- この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 教育学研究科学校教育専攻、教科教育専攻及び学校臨床心理専攻は、改正後の第4条第4項の規定にかかわらず、令和2年3月31日に同専攻に在学する者が同専攻に在学しなくなる日までの間存続するものとし、同専攻の学生に係る教育課程、履修方法、修了、学位等については、なお従前の例による。
- 令和2年度の教育学研究科及び医学系研究科の学生の収容定員並びに合計は、改正後の第13条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	課程の別	専攻名	収容定員	
教育学研究科	専門職学位課程 (教職大学院の課程)	高度教職実践専攻	20	
	計		20	
	(従前の専攻)			
	修士課程	学校教育専攻	12	
		教科教育専攻	18	
		学校臨床心理専攻	7	
計		37		
専門職学位課程 (教職大学院の課程)	高度教職実践専攻	14		
計		14		
医学系研究科	修士課程	看護学専攻	32	
		臨床心理学専攻	10	
	計		42	
合 計			671	

附 則 (令和2年11月26日)

この学則は、令和2年11月26日から施行し、令和2年7月4日から適用する。

附 則 (令和3年4月1日)

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

#### 別表第1 削除

#### 別表第2 (第57条関係)

##### 1 検定料及び入学金

区 分	検定料	入学金
大学院	30,000円	282,000円
科目等履修生	9,800円	28,200円
研究生	9,800円	84,600円

##### 2 授業料

区 分	授業料
大学院	年額535,800円
科目等履修生	1単位に相当する授業につき14,800円
特別聴講学生	1単位に相当する授業につき14,800円
研究生	月額29,700円

- 3 第73条の規定による特別の課程を履修する者が当該特別の課程に含まれる授業科目を科目等履修生として履修する場合、当該授業科目の授業料は2の表にかかわらず、徴収しないこととする。



附 則 (令和4年4月1日)

- この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 法学研究科、経済学研究科、医学系研究科看護学専攻（修士課程）並びに工学研究科博士前期課程及び博士後期課程は、改正後の第4条第4項の規定にかかわらず、令和4年3月31日に当該研究科、専攻及び課程に在学する者が当該研究科、専攻及び課程に在学しなくなる日までの間継続するものとし、当該研究科、専攻及び課程の学生に係る教育課程、履修方法、修了、学位等については、なお従前の例による。
- 令和4年度から令和5年度の創発科学研究科、工学研究科博士課程並びに医学系研究科博士前期課程及び博士後期課程の学生の収容定員及び合計は、改正後の第13条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	課程の別	専攻名	収容定員	
			令和4年度	令和5年度
創発科学研究科	修士課程	創発科学専攻	130	260
		計	130	260
工学研究科	博士課程	安全システム建設工学専攻	5	10
		信頼性情報システム工学専攻	7	14
		知能機械システム工学専攻	5	10
		材料創造工学専攻	5	10
		計	22	44
医学系研究科	博士前期課程	看護学専攻	16	32
		計	16	32
	博士後期課程	看護学専攻	2	4
		計	2	4
(従前の研究科)				
法学研究科	修士課程	法律学専攻	8	
		計	8	
経済学研究科	修士課程	経済学専攻	10	
		計	10	
医学系研究科	修士課程	看護学専攻	16	
		計	16	
工学研究科	博士前期課程	安全システム建設工学専攻	18	
		信頼性情報システム工学専攻	24	
		知能機械システム工学専攻	18	
		材料創造工学専攻	18	
		計	78	
	博士後期課程	安全システム建設工学専攻	10	5
		信頼性情報システム工学専攻	14	7
		知能機械システム工学専攻	10	5
		材料創造工学専攻	10	5
		計	44	22
合 計			686	722

附 則 (令和4年10月1日)

この学則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日)

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年10月1日)

この学則は、令和5年10月1日から施行する。

附 則 (令和6年4月1日)

- この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 工学研究科博士課程は、改正後の第4条第4項の規定にかかわらず、令和6年度3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科の在学しなくなる日までの間継続するものとし、当該研究科の学生に係る教育課程、履修方法、修了、学位等については、なお従前の例による。
- 令和6年度から令和7年度の創発科学研究科博士後期課程並びに令和6年度の医学系研究科臨床心理学専攻の学生の収容定員及び合計は、改正後の第13条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	課程の別	専攻名	収容定員	
			令和6年度	令和7年度
創発科学研究科	博士後期課程	創発科学専攻	22	44
		計	22	44
工学研究科	博士課程	安全システム建設工学専攻	10	5
		信頼性情報システム工学専攻	14	7
		知能機械システム工学専攻	10	5
		材料創造工学専攻	10	5
		計	44	22
医学系研究科	修士課程	臨床心理学専攻	23	
		計	23	
	合 計			727

# 香川大学学位規則

## (目的)

第1条 この規則は、学位規則(昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。)第13条の規定に基づき、香川大学(以下「本学」という。)において授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

## (学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

## (学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

## (修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位は、本学大学院の修士課程又は博士課程の前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)を修了した者に授与する。

## (博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位は、本学大学院の博士課程又は博士課程の後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)を修了した者に授与する。

2 前項に規定するもののほか、博士の学位は、本学に博士の学位論文を提出し、本学大学院の行う論文の審査に合格し、かつ、本学大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認(以下「学力の確認」という。)された者にも授与することができる。

## (専門職学位の授与の要件)

第6条 専門職学位は、本学大学院の専門職学位課程を修了した者に授与する。

## (修士及び博士の学位の申請)

第7条 第4条の規定により修士の学位の授与を受けようとする者は、所定の学位論文審査願に学位論文及び研究科において必要と認める書類を添え、研究科において定める時期に、研究科長に提出するものとする。ただし、当該修士課程又は博士前期課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果をもって学位論文に代えることができる。

2 第5条第1項の規定により博士の学位の授与を受けようとする者は、所定の学位論文審査願に次の各号に掲げる書類等を添え、研究科において定める時期に、研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位論文
- (2) 学位論文の内容の要旨
- (3) 論文目録
- (4) 履歴書

3 第5条第2項の規定により博士の学位の授与を受けようとする者は、前項に規定するもののほか、学位論文審査手数料57,000円(以下「審査手数料」という。)を添え、研究科長を経て学長に提出するものとする。ただし、本学大学院の創発科学研究科博士後期課程、医学系研究科博士課程又は医学系研究科博士後期課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて、退学した者が、退学後1年以内に学位論文を提出した場合には、審査手数料の納付を免除することができる。

4 学長は、前項により博士の学位論文の提出があったときは、当該研究科長に審査を付託する。

5 提出された学位論文等及び納付した審査手数料は、返還し

ない。

## (学位論文)

第8条 学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 研究科長は、学位論文審査のために必要と認めるときは、論文提出者に論文の訳文、模型、標本等の提出を求めることができる。

## (審査の付託)

第9条 研究科長は、第7条第1項から第3項までの規定により、受理した修士の学位論文等又は博士の学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を研究科教授会に付託するものとする。

2 前項の規定により審査を付託された研究科教授会は、構成員の中から審査委員3人以上を選出して、論文の審査及び最終試験又は学力の確認に関する事項を委嘱するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、研究科教授会が必要と認めた場合は、前項の審査委員のほかに他の研究科又は他の大学の大学院若しくは研究所等(外国の大学院又は研究所等を含む。)の教員等を加えることができる。

## (審査等の期限)

第10条 修士の学位論文等の審査及び最終試験は、申請者の在学期間中に終了するものとする。

2 医学系研究科における博士の学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認は、論文を受理した日から6か月以内に終了するものとする。ただし、特別の理由がある場合は、研究科教授会の議を経て、6か月に限り延長することができる。

3 創発科学研究科における博士の学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認は、論文を受理した日から1年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由がある場合は、研究科教授会の議を経て、1年に限り延長することができる。

## (最終試験)

第11条 最終試験は、本学大学院学則第43条及び第44条の規定により、学位論文を中心としてこれに関連する分野について筆記又は口述により行う。

## (学力の確認)

第12条 第5条第2項の規定による学力の確認は、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有し、かつ、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有するか否かについて、専攻分野及び外国語(英語)について筆記試験又は口述試験により行う。

## (学力の確認の特例)

第13条 本学大学院の博士課程又は博士後期課程に所定の標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者が、退学後3年以内に第5条第2項の規定により博士の学位の授与を申請した場合は、前条に規定する学力の確認のために行う試験を免除することができる。

## (結果の報告)

第14条 審査委員は、学位論文等の審査及び最終試験又は学力の確認を終了したときは、その結果を文書で研究科教授会に報告しなければならない。

2 前項の報告をする場合は、学位論文等の審査の結果の要旨及び最終試験又は学力の確認の結果の要旨を提出しなければならない。

## (修士及び博士の学位授与の審議)

第15条 研究科教授会は、前条第1項の報告に基づき、修士又は博士の学位を授与すべきか否かを審議する。

2 前項の審議を行うに当たっては、研究科教授会の構成員(海外出張者、1月以上にわたる病気休暇者及び休職者を除く。第24条第2項において同じ。)の3分の2以上の出席を必要とする。

**(学位授与の審議結果の報告)**

第16条 研究科教授会において修士又は博士の学位を授与できるものとしたときは、研究科長は、速やかに次の各号に掲げる事項を記載した書類を添えて、その旨を学長に報告しなければならない。

- (1) 授与する学位
- (2) 授与する年月日
- (3) 学位論文審査及び最終試験又は学力の確認結果の要旨
- (4) 博士の場合は、第5条第1項又は第2項のいずれの規定によるかの別

2 学位を授与できないものとしたときは、その旨を学長に報告する。

**(学士の学位の授与)**

第17条 学長は、本学学則第59条の規定に基づき卒業を認定した者に対し、学位記を交付して学位を授与するものとする。

**(修士又は博士の学位の授与)**

第18条 学長は、第16条第1項の規定の報告を受け、学位を授与すべきと認めた者には、学位記を交付して学位を授与し、第16条第2項の報告を受け、学位を授与すべきでないと認めた者には、その旨を通知する。

2 前項の規定により博士の学位を授与したときは、省令第12条の規定により、文部科学大臣に報告するものとする。

**(専門職学位の授与)**

第19条 学長は、大学院学則第45条の規定に基づき専門職学位課程を修了した者に対し、学位記を交付して学位を授与するものとする。

**(専攻分野の名称)**

第20条 第17条、第18条第1項又は前条の規定により学位を授与する際には、別表に定めるところにより、専攻分野の名称を付記するものとする。

**(学位論文の要旨等の公表)**

第21条 学長は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3月以内に、その学位論文の内容の要旨及び学位論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

**(学位論文の公表)**

第22条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

4 前3項の規定により学位論文を公表する場合には、「香川大学審査学位論文」と明記しなければならない。

**(学位の名称)**

第23条 本学において学位を授与された者は、学位の名称を用

いるとき、「香川大学」と付記するものとする。

**(学位授与の取消し)**

第24条 本学において修士又は博士の学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、研究科教授会の議を経て学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 研究科教授会が前項の審議を行うに当たっては、研究科教授会の構成員の3分の2以上の出席を必要とする。

**(学位記の様式)**

第25条 学位記の様式は、別紙第1から別紙第10までのとおりとする。

2 別紙第9又は別紙第10の英文学位記を交付した者には他の学位記は交付しない。

**(雑則)**

第26条 この規則の実施に必要な事項は、各学部及び各研究科において定める。

**附 則**

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 国立学校設置法の一部を改正する法律(平成15年法律第29号)附則第2項の規定により平成15年9月30日に当該大学に在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされた香川大学(以下「旧香川大学」という。)及び香川医科大学(以下「旧香川医科大学」という。)の学部若しくは大学院研究科に在学する者(以下「在学者」という。)並びに在学者の属する年次に転入学等する者に係る学位の授与については、旧香川大学又は旧香川医科大学の学位規程及びその他の規程等の定めるところによる。ただし、学位記の様式については、旧香川大学又は旧香川医科大学の学位規程にかかわらず次のとおりとする。

**(旧香川大学学士の学位記)**

〇〇第 号
学 位 記
氏 名
年 月 日生
香川大学〇〇学部〇〇学科所定の
課程を修め卒業したのでで学士(〇
〇)の学位を授与する
年 月 日
香川大学 印

備考 用紙は、日本工業規格A4判とする。

**(旧香川大学修士の学位記)**

〇〇第 号
学 位 記
氏 名
年 月 日生
香川大学大学院〇〇研究科〇〇専
攻の修士課程において所定の単位
を修得し学位論文の審査及び最終
試験に合格したのでで修士(〇〇)
の学位を授与する
年 月 日
香川大学 印

備考 用紙は、日本工業規格A4判とする。

(旧香川医科大学学士の学位記)

○○第 号  
学 位 記

氏 名  
年 月 日生

香川医科大学医学部○○学科所定の  
課程を修め卒業したので学士  
(○○)の学位を授与する

年 月 日

香川大学 印

備考 用紙は、日本工業規格 A 4判とする。

(旧香川医科大学修士の学位記)

○○第 号  
学 位 記

氏 名  
年 月 日生

香川医科大学大学院医学系研究科  
看護学専攻の修士課程の所定の単  
位を修得し学位論文の審査及び最  
終試験に合格したので修士(看護  
学)の学位を授与する

年 月 日

香川大学 印

備考 用紙は、日本工業規格 A 4判とする。

(旧香川医科大学博士の学位記)

○○第 号  
学 位 記

氏 名  
年 月 日生

香川医科大学大学院医学系研究科  
○○専攻の博士課程の所定の単  
位を修得し学位論文の審査及び最  
終試験に合格したので博士(医学)  
の学位を授与する

年 月 日

香川大学 印

備考 用紙は、日本工業規格 A 4判とする。

3 第5条第2項の規定による博士課程を経ない者に対する学位の授与で工学研究科に係るものについては、同条第1項の規定による博士課程修了者に学位を授与した後において行うものとする。

附 則 (平成18年1月26日)

この規則は、平成18年1月26日から施行する。

附 則 (平成21年2月26日)

この規則は、平成21年2月26日から施行し、平成21年1月1日から適用する。

附 則 (平成23年4月1日)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年5月23日)

1 この規則は、平成25年5月23日から施行する。  
2 改正後の第21条の規定は、平成25年4月1日以降に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。

3 改正後の第22条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年4月1日)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。  
2 平成30年3月31日に教育学部人間発達環境課程及び工学部に在学する者及び平成30年4月1日以降に当該在学者の属する年次に入学者については、改正後の第20条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和元年7月1日)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。  
2 令和2年3月31日に教育学研究科学校教育専攻、教科教育専攻及び学校臨床心理専攻に在学する者については、改正後の第20条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和4年4月1日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。  
2 令和4年3月31日に法学研究科、経済学研究科及び工学研究科(博士前期課程)に在学する者については、改正後の第20条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和6年4月1日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。  
2 令和6年3月31日に工学研究科博士課程に在学する者については、改正後の第20条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表 (第20条関係)

学位に付記する専攻分野の名称

学位の種類	学部・研究科の別	専攻分野の名称
学 士	教育学部	教育学
	法学部	法学
	経済学部	経済学
	医学部	医学、看護学又は臨床心理学
	創造工学部 工学部 農学部	工学 農学
修 士	創発科学研究科	教育学、法学、経済学、工学、危機管理学又は学術
	医学系研究科 農学研究科	看護学又は臨床心理学 農学
博 士	創発科学研究科 医学系研究科	工学、危機管理学又は学術 医学又は看護学
	教職修士(専門職)	教育学研究科(高度教職実践専攻)
修士(専門職)	地域マネジメント研究科	経営

別紙第1 (第25条関係)

第3条の規定により授与する学士の学位記

○○第 号  
学 位 記

氏 名  
年 月 日生

本学○○学部○○学科所定の課程  
を修め本学を卒業したので学士  
(○○)の学位を授与する

年 月 日

香川大学 印

備考 用紙は、日本産業規格 A 4判とする。

別紙第2 (第25条関係)

第4条に規定する修士の学位記

○○第 号  
学 位 記

氏 名  
年 月 日生

本学大学院○○学研究科○○専攻  
の修士課程において所定の単位を  
修得し学位論文の審査及び最終試  
験に合格したので修士(○○)の  
学位を授与する

年 月 日

香川大学 印

備考 用紙は、日本産業規格 A 4判とする。

別紙第3 (第25条関係)

第4条に規定する修士の学位記

○○第 号  
学 位 記

氏 名  
年 月 日生

本学大学院医学系研究科看護学専攻の博士前期課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士(看護学)の学位を授与する

年 月 日  
香川大学 印

備考 用紙は、日本産業規格 A 4判とする。

別紙第7 (第25条関係)

第6条に規定する専門職の学位記

○○第 号  
学 位 記

氏 名  
年 月 日生

本学大学院地域マネジメント研究科地域マネジメント専攻の専門職学位課程において所定の単位を修得し課程を修了したので経営修士(専門職)の学位を授与する

年 月 日  
香川大学 印

備考 用紙は、日本産業規格 A 4判とする。

別紙第4 (第25条関係)

第5条第1項に規定する博士の学位記

博甲第 号  
学 位 記

氏 名  
年 月 日生

本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(○○)の学位を授与する

年 月 日  
香川大学 印

備考 用紙は、日本産業規格 A 4判とする。

別紙第8 (第25条関係)

第6条に規定する専門職の学位記

○○第 号  
学 位 記

氏 名  
年 月 日生

本学大学院教育学研究科高度教職実践専攻の専門職学位課程において所定の単位を修得し課程を修了したので教職修士(専門職)の学位を授与する

年 月 日  
香川大学 印

備考 用紙は、日本産業規格 A 4判とする。

別紙第5 (第25条関係)

第5条第1項に規定する博士の学位記

博甲第 号  
学 位 記

氏 名  
年 月 日生

本学大学院医学系研究科看護学専攻の博士後期課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(看護学)の学位を授与する

年 月 日  
香川大学 印

備考 用紙は、日本産業規格 A 4判とする。

別紙第9 (第25条関係)

第5条第1項に規定する博士の英文学位記

Degree Number  
KAGAWA UNIVERSITY  
(名称)  
HAS BEEN ADMITTED TO THE DEGREE OF  
DOCTOR OF (博士専攻分野名称)  
UPON SUCCESSFUL FULFILLMENT OF ALL THE  
REQUIREMENTS NECESSARY FOR THE DOCTOR'S  
DEGREE AND UPON SATISFACTORY APPROVAL  
OF THE DOCTOR'S THESIS AND PASSING OF THE  
FINAL EXAMINATION IN  
(専攻名)  
(研究科名)  
OF KAGAWA UNIVERSITY  
(生年月日)  
(国籍)  
(授与日) \_\_\_\_\_ (サイン)  
[学 長 名]  
(Official Seal) President  
KAGAWA UNIVERSITY  
JAPAN

備考 用紙は、日本産業規格 A 4判とする。

別紙第6 (第25条関係)

第5条第2項に規定する博士(論文提出)の学位記

博乙第 号  
学 位 記

氏 名  
年 月 日生

本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士(○○)の学位を授与する

年 月 日  
香川大学 印

備考 用紙は、日本産業規格 A 4判とする。

別紙第10 (第25条関係)

第5条第2項に規定する博士の英文学位記

Degree Number  
KAGAWA UNIVERSITY  
(名称)  
HAS BEEN ADMITTED TO THE DEGREE OF  
DOCTOR OF (博士専攻分野名称)  
UPON SATISFACTORY APPROVAL OF THE  
DOCTOR'S THESIS AND PASSING OF THE FINAL  
EXAMINATION IN  
KAGAWA UNIVERSITY  
(生年月日)  
(国籍)  
(授与日) \_\_\_\_\_ (サイン)  
[学 長 名]  
(Official Seal) President  
KAGAWA UNIVERSITY  
JAPAN

備考 用紙は、日本産業規格 A 4判とする。

# 香川大学学生準則

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この準則は、香川大学学生及び香川大学大学院学生（以下「学生」という。）の守るべき必要な事項について、定めるものとする。

### (一般心得)

- 第2条 学生は、香川大学学則（以下「学則」という。）又は香川大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）その他香川大学（以下「本学」という。）が定める諸規則を遵守し、広く学業の精励に努めなければならない。
- 2 学生は、法令その他の社会規範を遵守し、学生として良識ある行動を取り、本学の名譽を傷つけないように努めなければならない。

## 第2章 入学手続

### (提出書類)

第3条 本学の入学者選抜試験に合格し、本学に入学しようとする者は、本学の指定した期日までに、所定の様式により、次の各号に掲げるものを提出しなければならない。

- 1) 誓約書
- 2) 学生身上調査書
- 3) その他本学が指定するもの

### (保証人)

- 第4条 保証人は、保護者又はこれに準ずる者とする。
- 2 保証人は、本学の教育方針に協力し、保証する学生の身上及び授業料その他の債務について、責任を負うものとする。
- 3 保証人を変更したとき、あるいは、保証人の住所又は身上に異動があったときは、速やかに、これを届け出るものとする。

## 第3章 学生証

### (学生証)

第5条 学生証は、入学手続時に、3か月以内に撮影した無帽半身像の写真（カラー縦3.5cm、横2.5cm。（以下「写真」という。））を提出し、入学後に交付を受けるものとする。

### (学生証の携帯)

- 第6条 学生証は、常時携帯し、本学教職員等から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 学生証を携帯しないときは、教室、附属図書館等本学の施設を利用できないことがある。

### (学生証の再交付)

第7条 学生証を紛失し、汚損し、又は有効期間が経過したときは、直ちに学生証紛失・き損届兼再貸与願を提出し、再交付を受けなければならない。

### (学生証の返納)

第8条 学生証は、卒業、退学又は除籍等により学生の身分を失ったときは、直ちに返納しなければならない。

## 第4章 住所届及び身上異動届

### (住所届)

- 第9条 学生は、入学時に、所定の住所届を提出しなければならない。
- 2 住所を変更したときは、直ちに所定の様式により、住所変

更届を提出しなければならない。

### (身上異動届)

第10条 学生は、改姓等その他一身上に異動があったときは、直ちに身上異動届を提出しなければならない。

## 第5章 履修

### (履修心得)

第11条 学生は、履修する授業には原則として全て出席しなければならない。

### (欠席手続)

第12条 学生は、病気その他の事由により授業を欠席しようとする場合は、各学部等の定めるところに従い手続を行わなければならない。

## 第6章 健康診断

### (健康診断)

- 第13条 学生は、毎年定期又は臨時に、本学の実施する健康診断を受けなければならない。
- 2 学生は、健康診断の結果に基づき、本学が行う健康管理上の指導に従わなければならない。

## 第7章 休学、復学、退学及び転学

### (休学、復学、退学及び転学)

第14条 休学、復学、退学又は転学の許可を受けようとする者は、学則又は大学院学則に基づき、それぞれ休学願、復学願、退学願又は転学願に必要な書類を添えて、学長に願い出なければならない。

## 第8章 海外渡航

### (留学及び私事渡航)

第15条 留学により渡航する者は海外渡航届及び海外留学誓約書を、私事等により渡航する者は海外渡航届を当該学部長又は研究科長（以下「学部長等」という。）へ提出するとともに外務省海外旅行登録「たびレジ」の登録を行うものとする。

## 第9章 学生サークル

### (サークルの設立)

第16条 学生が、学内においてサークルを設立しようとするときは、文化系又は体育系のサークル連合体の承認を経て、課外活動団体結成届を学長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、一つの学部又は研究科で組織されるサークルについては、学部長等に提出し、その許可を受けるものとする。

2 サークルの設立に当たっては、本学の教員（教授、准教授又は講師を原則とする。）を顧問としなければならない。

### (サークルの継続・活動)

第17条 サークルの代表者は、顧問教員の承認を得て、課外活動団体継続届を、毎年5月末日までに、学長又は所属の学部長等へ提出しなければならない。

2 文化系サークルの代表者は、演奏会、演劇会、展覧会その他の学外行事を行う場合又は参加する場合は、顧問教員の承認を得て、行事届を、実施日の7日前までに、学長又は所属の学部長等へ提出しなければならない。

3 体育系サークルの代表者は、対外試合、合宿、登山その他

の学外行事を行う場合又は参加する場合は、顧問教員の承認を得て、行事届を、実施日の3日前までに、学長又は所属の学部長等へ提出しなければならない。

#### (サークルの解散)

第18条 サークルを解散しようとするときは、顧問教員の同意を得て、課外活動団体解散届を、学長又は所属の学部長等へ提出しなければならない。

2 学生のサークル活動が、本学の目的に著しく反すると認められたときは、学長又は所属の学部長等は、その活動の停止又は解散を命ずることができる。

#### (学外サークルへの加入)

第19条 サークルが、学外団体に加入しようとするときは、学長又は所属の学部長等の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により、加入の許可を受けようとするときは、顧問教員の承認を得て、学外団体の規約及び役員名簿を添付の上、学長又は所属の学部長等に願い出るものとする。

## 第10章 集会

### (集会)

第20条 学生又はサークルが、学内において集会を行おうとするときは、あらかじめ責任者を定め、学生集会願を、学長又は所属の学部長等に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定により、許可を受けようとするときは、学生集会願を、開催3日前(学外者が参加するものについては7日前)までに、学長又は所属の学部長等に提出するものとする。

第21条 集会が、学則その他諸規則に反し、又は本学の秩序を乱すと認められるときは、学長又は所属の学部長等は、その解散を命ずることができる。

## 第11章 掲示及び印刷物の配布等

### (掲示及び印刷物の配布)

第22条 学生又はサークルが、学内にビラ、ポスター等を掲示又は配布しようとするときは、所定の掲示・配布願に掲示物又は配布物を添付の上、学長又は所属の学部長等に願い出なければならない。

第23条 掲示物は、所定の掲示場所に掲示しなければならない。

### (掲示条件)

第24条 掲示物の内容又は形状は、次の各号の一に該当するものであってはならない。

- (1) 特定の個人、団体等を誹謗し、又は名誉を傷つけるもの
- (2) 虚偽又は事実でない事項を記載したもの
- (3) 内容、形状、大きさ等品位を欠き美観を損ねるもの

第25条 学生又はサークルの掲示した掲示物等で、前条の各号の一に該当するもの及び次の各号の一に該当するものについては、学長又は所属の学部長等は、責任者にこれらの撤去を命じ、又は撤去することができる。

- (1) 掲示の期間を経過したもの
- (2) 届け出た掲示内容と相違するもの
- (3) 掲示責任者の不明確なもの
- (4) その他学長又は所属の学部長等が不適当と認めたもの

### (横断幕等の禁止)

第26条 学生又はサークルは、横断幕、垂れ幕、ステッカー等を施設に設け、又は掲げてはならない。ただし、学長又は所属の学部長等が認めた場合は、この限りでない。

第27条 学生が拡声機等を使用し、そのため、教育研究に支障を来すと認められたときは、直ちにその使用を禁止する。

## 第12章 公示

### (公示)

第28条 学生に対する公示等は、所定の場所に掲示をもって行う。

2 掲示は、3日を経過したときは周知したものと見なして、撤去することがある。

## 第13章 施設・設備の使用

### (使用手続)

第29条 学生が、本学の施設・設備を使用するときは、あらかじめ施設・設備使用願を提出し、学長又は所属の学部長等の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けた使用場所及び期間又は時間を厳守すること。
- (2) 許可を受けた場所及び周辺の静穏な秩序を乱さないこと。
- (3) 施設・設備を汚損しないこと。
- (4) その他施設・設備の管理上必要な事項については、本学教職員の指示に従うこと。

### (使用目的の不適合条件)

第30条 次の各号の一に該当するときは、本学の施設・設備の使用を許可しない。

- (1) 営利を目的とするもの(福利厚生のためのものを除く。)
- (2) 違法又は不当な行為を行うもの
- (3) その他学長又は所属の学部長等が不適格と認めるもの

### (許可の取消等)

第31条 学長又は所属の学部長等は、次の各号の一に該当するときは、必要な正措置を命じ、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 使用条件に違反したとき。
- (2) 使用願に虚偽の記載があったとき。
- (3) 本学において当該施設・設備を使用する必要が生じたとき。

### (損害賠償)

第32条 施設・設備を使用した者で、当該施設・設備を汚損した場合は、当該損害額に相当する金額を賠償しなければならない。

附 則

この準則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、平成17年7月12日から施行する。

附 則

この準則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、令和2年4月1日から施行する。

# 香川大学全学共通科目履修規則

## (趣旨)

第1条 この規則は、香川大学学則第41条第2項、第47条、第53条第2項及び第57条第3項の規定に基づき、香川大学(以下「本学」という。)における全学共通科目の授業科目及び単位数並びに履修に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の「全学共通科目」とは、学びと生き方科目、主題科目、学問基礎科目、外国語科目(学部開設科目の外国語科目を除く。)、広範教養教育科目及び高度教養教育科目をいう。

## (授業科目及び単位数)

第2条 本学において開設する全学共通科目の授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

## (修得すべき単位数)

第3条 全学共通科目の修得すべき単位数は、各学部規程の定めるところによる。

## (単位数の計算方法)

第4条 全学共通科目の各授業科目の1単位当たりの授業時間数は、学びと生き方科目、主題科目、学問基礎科目、外国語科目、広範教養教育科目及び高度教養教育科目のうち、講義によるものは15時間、演習形式、実験形式及び実技形式によるものは30時間の授業をもって1単位とする。ただし、大学入門ゼミ、情報リテラシー及び英語のうちCommunicative English I、Communicative English II及び上級英語については、15時間の授業をもって1単位とする。

## (大学以外の教育施設等における学修)

第5条 文部科学大臣が別に定める技能検定試験等の学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる学修及び単位数は、別表2のとおりとする。

2 前項の単位の認定は、本学の大学教育基盤センターに置かれる当該部会の審査を経て各学部が行う。

## (履修方法及び履修手続き)

第6条 授業時間割及び授業担当教員は、学年の始めに公示する。

2 学生は、各学期の始めに履修しようとする授業科目等を指定の期日までに届け出なければならない。

3 全学共通科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

## (成績評価)

第7条 全学共通科目の成績の評価は、秀、優、良、可又は不可の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とする。ただし、授業科目の履修形態等により合格又は不合格の評語をもって表す。

## (出席時間数の取り扱い)

第8条 一の授業科目につき、その開講時数の3分の2以上出席していない者については、その授業科目の単位を与えない。ただし、大学教育基盤センター長が正当な理由であると認めた場合は、この限りでない。

## (雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、全学共通科目の実施に関し必要な事項は大学教育基盤センター長の定めるところによる。

### 附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年3月31日に香川大学(以下「旧香川大学」という。)又は香川医科大学(以下「旧香川医科大学」という。)

に在学していた者の全学共通科目の履修については、旧香川大学又は旧香川医科大学の履修規則等の定めるところによる。

### 附 則

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成16年度以前の入学者に係る全学共通科目の授業科目及び単位数並びに履修については、なお従前の例による。

### 附 則

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成17年度以前の入学者に係る全学共通科目の授業科目及び単位数並びに履修については、なお従前の例による。

### 附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成18年度以前の入学者に係る全学共通科目の授業科目及び単位数並びに履修については、なお従前の例による。ただし、高学年向け教養科目については、各学部の定めるところによる。

### 附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成19年度以前の入学者に係る全学共通科目の授業科目及び単位数並びに履修については、なお従前の例による。ただし、別表第1(第2条関係)6高学年向け教養科目の学部提供教養科目の項は、平成19年度入学生から適用する。

3 別表第2(第5条関係)TOEFLインターネットテストの項の規定は、平成18年度入学生から、韓国語の項の規定は、平成19年度入学生から適用する。

### 附 則

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 平成21年度以前の入学者に係る全学共通科目の授業科目及び単位数並びに履修については、なお従前の例による。

### 附 則

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 平成22年度以前の入学者に係る全学共通科目の授業科目及び単位数並びに履修については、なお従前の例による。

### 附 則

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 平成23年度以前の入学者に係る全学共通科目の授業科目及び単位数並びに履修については、なお従前の例による。

### 附 則

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 平成24年度以前の入学者に係る全学共通科目の授業科目及び単位数並びに履修については、なお従前の例による。

### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

### 附 則

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 平成27年度以前の入学者に係る全学共通科目の授業科目及び単位数並びに履修については、なお従前の例による。

### 附 則

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成28年度以前の入学者に係る全学共通科目の授業科目及び単位数並びに履修については、なお従前の例による。

### 附 則

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 平成29年度以前の入学者に係る全学共通科目の授業科目



及び単位数並びに履修については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 令和3年度以前の入学者に係る全学共通科目の授業科目及び単位数並びに履修については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

別表1 (第2条関係)

全学共通科目の授業科目及び単位数

1 学びと生き方科目

(1) 学び科目

授 業 科 目	単 位 数
学問への扉	1又は2
大学入門ゼミ	1又は2
情報リテラシー	1又は2

(2) 生き方科目

授 業 科 目	単 位 数
ライフデザイン	1又は2
健康・スポーツ	1

2 主題科目

授 業 科 目	単 位 数
主 題	1又は2

3 学問基礎科目

(1) 学問基礎科目「各学問領域(ディシプリン)」

授業科目	単 位 数	授業科目	単 位 数
哲 学	1又は2	経 済 学	1又は2
論 理 学	1又は2	経 営 学	1又は2
倫 理 学	1又は2	数 学	1又は2
芸 術	1又は2	地 学	1又は2
心 理 学	1又は2	物 理 学	1又は2
社 会 学	1又は2	化 学	1又は2
教 育 学	1又は2	生 物 学	1又は2
歴 史 学	1又は2	地 理 学	1又は2
文 学	1又は2	統 計 学	1又は2
言 語 学	1又は2	情 報 科 学	1又は2
法 学	1又は2	医 学	1又は2
政 治 学	1又は2	看 護 学	1又は2

(2) 学問基礎科目「特別・複合領域」

授 業 科 目	単 位 数
特別・複合領域	1又は2

4 外国語科目

(1) 既修外国語

授 業 科 目	単 位 数
英 語	1又は2

(2) 初修外国語

授 業 科 目	単 位 数
ドイツ語	1又は2
フランス語	1又は2
中国語	1又は2
韓国語	1又は2

(3) 日本語等

授 業 科 目	単 位 数
日本語	1又は2
日本事情	1又は2

5 広範教養教育科目

授 業 科 目	単 位 数
広範教養主題科目	1又は2

6 高度教養教育科目

授 業 科 目	単 位 数
高度教養主題科目	1又は2
上級英語	1又は2
西洋古典語	1
学部提供教養科目	1又は2

別表2 (第5条関係)

本学における授業科目の履修とみなし与えることのできる技能検定試験等の学修及び単位数

技能検定試験等の種類		与えることのできる単位数		
		2単位	4単位	6単位
英 語	実用英語技能検定			
	TOEFL	ペーパーテスト	500点~529点	準1級以上
		インターネットテスト	61点~70点	71点以上
	TOEIC		600点~669点	670点以上
	IELTS		5.5以上	
ドイツ語	ドイツ語技能検定	4級		3級以上
フランス語	実用フランス語技能検定	5級	4級	3級以上
	DELTA			A1
中国語	中国語検定	4級		3級以上
	HSK			4級以上
韓国語	ハングル能力検定	5級	4級	3級以上
	韓国語能力試験 (TOPIK)	1級	2級	3級以上

Q&A  
こんなときは…

学生関係窓口

学生生活の案内

奨学金・保険制度  
授業料の免除

学生関係施設

附属施設

規 則  
(全学共通科目履修規則)

# 香川大学成績評価及び単位の授与に関する規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、香川大学学則（以下「学則」という。）第53条及び香川大学大学院学則第37条に定める単位の授与に関して、必要な事項を定める。

## (単位の授与)

第2条 一の授業科目を履修した学生に対しては、試験（論文、レポート等を含む。）の上、次条に規定する成績の評価に基づき、単位を与える。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文及び卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して、各学部の手定めるところにより単位を与える。

## (成績の評価)

第3条 成績の評価は、一の授業科目につき100点をもって満点とし、秀、優、良及び可を合格とする。ただし、必要と認める場合は、合格、了及び不合格の評語を用いることができる。各評語の区分は、次のとおりとする。

評語	評点の範囲	基準
秀	90点以上 100点まで	授業科目の到達目標を極めて高い水準で達成している。
優	80点以上 90点未満	授業科目の到達目標を高い水準で達成している。
良	70点以上 80点未満	授業科目の到達目標を標準的な水準で達成している。
可	60点以上 70点未満	授業科目の到達目標を最低限の水準で達成している。
不可	60点未満	授業科目の到達目標を達成していない。

  

評語	基準
合格又は了	授業科目の到達目標を達成している。
不合格	授業科目の到達目標を達成していない。

## (出席時間数の取扱い)

第4条 一の授業科目につき、その開講時数の3分の2以上出席していない者については、その授業科目の単位を与えない。ただし、当該科目を開講する学部若しくは研究科又は大学教育基盤センターで正当な理由があると認めた場合は、この限りでない。

## (不正行為の取扱い)

第5条 定期試験等（学則第54条及び第55条並びに大学院学則第38条に定めるものをいう。）において不正行為を行った者の当該学期の授業科目の成績は、原則として全て無効とする。

## (授業料未納により除籍された者の単位の取扱い)

第6条 学則第66条第3号又は大学院学則第56条第3号の規定により除籍された者については、授業料未納期間に係る単位を与えない。

## (雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、成績評価及び単位の授与に関し必要な事項については、別に定める。

### 附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

### 附則（令和4年10月1日）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

# 香川大学授業の欠席の取扱いに関する要項

## (趣旨)

第1条 この要項は、香川大学授業の欠席（特別な事由による欠席及びその他の欠席）の取扱いについて必要な事項を定める。

## (特別な事由による欠席に該当する事由)

第2条 この要項において、特別な事由による欠席とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 天災その他の非常災害により、通学不能となる場合
  - (2) 学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条に規定する感染症に罹患した場合又は感染しているおそれがある場合
  - (3) 配偶者及び三親等内の親族の死亡による忌引の場合
  - (4) 裁判員又は裁判員候補者として任務を果たす場合
  - (5) その他当該科目を開設する学部若しくは研究科の長又は大学教育基盤センター長が相当と認める場合
- 2 学生が、前項各号の事由によりやむを得ず授業を欠席した場合は、これを出席したものと同みなす取扱いとする。
- 3 前項の取扱いは、一つの授業科目において当該授業科目の開講時数の3分の1を超えることができないものとする。

## (特別な事由による欠席の手続き)

第3条 前条第1項各号のいずれかに該当する学生は、必要書類が整い次第（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定により出席を停止されている場合は、医療機関から治癒証明書が発行された後）、速やかに特別な事由による欠席届（別紙様式1）を欠席した又は欠席することとなる授業の担当教員（以下「担当教員」という。）に提出しなければならない。

- 2 学生は、欠席届に、第2条第1項各号の事由を証明するために証明書等を添付しなければならない。ただし、当該科目を開設する学部若しくは研究科の長又は大学教育基盤センター長が必要でないと認めた場合は、この限りでない。
- 3 学生は、欠席届を担当教員に提出する前に、所属する学部又は研究科の学務事務担当部署において確認を受けなければならない。
- 4 前項において、当該科目が所属する学部又は研究科以外の学部又は研究科が開設する科目の場合は、所属する学部又は研究科の学務事務担当部署に加えて、必要に応じ当該科目を開設する学部又は研究科の学務事務担当部署においても確認を受けなければならない。また、当該科目が全学共通科目の場合は、所属する学部又は研究科の学務事務担当部署に加えて、必要に応じ修学支援課においても確認を受けなければならない。

## (学生への配慮)

第4条 前条の規定により学生から欠席届の提出を受けた担当教員は、当該授業について、課題作成その他の方策により可能な範囲で学修の補充支援を行い、当該学生が履修上不利とならないように配慮する。

## (定期試験期間における取扱い)

第5条 定期試験期間中の欠席については、本要項によらず、香川大学追試験及び再試験に関する規則（平成16年4月1日制定）による。

## (雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、授業の欠席の取扱いに関し必要な事項については、学部、研究科又は大学教育基盤

センターにおいて別に定める。

## 附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

## 附 則

この要項は、令和5年5月8日から施行する。

# 香川大学学生懲戒規程

平成27年1月16日

## (趣旨)

第1条 この規程は、香川大学学則（以下「学則」という。）第84条第4項及び香川大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第72条第4項の規定に基づき、懲戒に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (懲戒の対象)

第2条 懲戒の対象は、香川大学及び香川大学大学院（以下「本学」という。）に在籍する学生とする。

## (懲戒の種類及び効果)

第3条 学生の懲戒は、懲戒処分書を交付して行い、その種類及び効果は次のとおりとする。

- (1) 退学 学生としての身分を失わせること。
  - (2) 停学 一定の期間、登校を停止すること。
  - (3) 訓告 問題行動のあった学生に注意を与え、反省を求め、将来を戒めること。
- 2 前項の懲戒は、学長が行う。ただし、懲戒処分書の交付及び口頭による説諭は、学生の所属する部局の長（以下「部局長」という。）が学長に代わって行う。また、部局長は、停学期間中の学生に対する教育的指導を行うものとする。
- 3 学長は、懲戒処分を行ったときは、懲戒処分を受ける学生の保証人にその旨を通知する。
- 4 第1項第1号の退学処分となった者は、本学に再入学することができない。

## (懲戒の手続き)

第4条 懲戒に係る事件等の調査及び確認は、学生の所属部局が行うものとする。ただし、試験等の不正行為にあつては、試験等の実施部局が行い、学生の所属部局に調査、確認の結果を報告するものとする。

- 2 懲戒は、当該学生が所属する部局の教授会又は研究科委員会等（以下「教授会等」という。）の議を経て、部局長から学長へ懲戒処分案を申請するものとする。
- 3 部局長は、教授会等の審議に先立ち、当該学生に対して懲戒の提案がある旨を通知し、口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。
- 4 前項の意見陳述の機会について、当該学生が正当な理由がなく指定された期日の調査に応じない場合又は予め指定された期日までに弁明の文書を提出しなかった場合は、意見陳述の機会を放棄したものとみなすことができる。
- 5 部局長は、懲戒の対象となる行為（退学又は停学に相当する事由に限る。）の事実確認ができるときは、当該学生に対して直ちに謹慎を命ずることができる。
- 6 懲戒処分を決定する前に、当該学生から自主退学の申出があった場合は、特別の事情があると認められる場合を除き、この申出を受理しないものとする。

## (部局間調整)

第5条 1つの事件等に複数部局の学生が関わる場合は、該当する部局間で連絡・調整を図り、懲戒処分案を作成するものとする。

## (厳重注意)

第6条 部局長は、所属する部局の学生に対して学則第84条及び大学院学則第72条に規定する懲戒以外に、教育的指導の観点から文書又は口頭による厳重注意を行うことができる。

## (懲戒の期日、期間)

第7条 退学の日及び停学の始期は、学長が決定する。

- 2 停学は、有期又は無期とし、その取扱いは次のとおりとする。
  - (1) 有期停学は、停学の期限を付すものとする。
  - (2) 無期停学は、停学の期限を付さず、指導状況等を勘案しながら解除の時期を決定する。
- 3 前項の停学を発動するに当たり、謹慎期間がある場合はこれを停学期間に算入することができる。
- 4 無期停学の解除は、部局長からの申出により、学長が決定する。
- 5 停学期間中の受験は認めない。また、履修手続きは停学の解除後、部局の定める期間内に行うものとする。

## (懲戒処分の発効日)

第8条 懲戒処分は、懲戒処分書の交付をもって当該学生に告知を行った日から発効する。

- 2 郵送（内容証明郵便等）の場合は、懲戒処分書が到達した日をもって発効する。

## (公示)

第9条 懲戒を実施した場合、原則として次の内容を付し、学長名で所属部局の掲示板に3日以上掲示するものとする。

- (1) 所属部局、学年
- (2) 処分内容
- (3) 処分した理由
- (4) 公示日

## (記録等)

第10条 懲戒処分の内容は、学籍簿に記載する。ただし、成績証明書及び進学・就職に係る推薦書等には懲戒の有無、又はその内容を記載しないものとする。

## (雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、懲戒を決定するに当たって配慮すべき事項及び試験における不正行為の取扱いについては、別に定める。

## 附 則

- 1 この規程は、平成27年1月16日から施行する。
- 2 「香川大学学生の懲戒に関する申合せ（平成19年9月21日教育研究評議会決定）」は、廃止する。

# 学生の懲戒に関する指針

平成27年1月16日  
教育研究評議会

## 附 則

- この指針は、平成27年1月16日から施行する。
- この指針の施行により、学生の懲戒に関する指針（平成19年9月21日制定）は、廃止する。

- この指針は、香川大学学生懲戒規程（以下、「規程」という。）第11条の規定に基づき、本学学生の懲戒を決定するに当たって配慮すべき事項を定めるものとする。
- 学生の懲戒は、教育的指導の観点から行うものとし、懲戒の区分、及び内容を決定する際の目安は次のとおりとする。ただし、再度の懲戒の場合はその処分を重くすることができる。
  - 行為が悪質で、かつその結果が重大な場合 ……退学
  - 行為は悪質ではあるが、その結果に重大性が認められない場合  
悪質性は低い、その結果が重大な場合 ……停学
  - 行為の悪質性が低く、その結果に重大性が認められない場合  
悪質性は軽微又は過失であるが、その結果が重大な場合 ……訓告
- 前項の「行為の悪質性」は、行為の形態、行為に至る動機及び故意又は過失の別、過去の懲戒歴等を勘案して判断するものとする。また、「結果の重大性」は、被害者に与えた損害の程度及びその行為が他の学生並びに社会に与えた影響等を勘案して判断するものとする。
- 具体的な事例に対応する標準的な懲戒区分

### ○犯罪行為等

殺人、強盗、放火、強姦などの凶悪犯罪を行った場合	退学
凶悪犯罪の未遂、暴行・傷害事件、脅迫・恐喝事件、薬物使用などの犯罪を行った場合	退学又は停学
窃盗、詐欺、わいせつ行為、ストーカー行為などの犯罪を行った場合	退学、停学又は訓告
遺失物横領、器物損壊、違法なコンピューターの利用、インターネット等を利用した誹謗中傷などの犯罪を行った場合	停学又は訓告

### ○交通違反等

悪質な交通違反（無免許、飲酒、悪質なスピード違反等）により、重大な事故を起こした場合	退学
悪質な交通違反を行った場合 その他の交通違反により、重大な事故を起こした場合	停学又は訓告

### ○不正行為等

定期試験等（香川大学学則第54条及び第55条に規定するもの。）において、不正を行った場合 コンピューター又はネットワークの不正利用を行った場合	停学又は訓告
--	--------

注1 上記は標準的な事例を示したものであり、個々の事情によっては標準以外の懲戒種別を適用する場合がある。

注2 表中、処分の種別を複数上げている場合は、個々の事情及び被害の状況等を勘案して決定する。

注3 事件・事故に関わった者の処分については、事件等に対する責の軽重に従って決定する。

# 香川大学における学生等の通称名等の使用に関する要項

## (趣旨)

第1条 この要項は、香川大学（以下「本学」という。）に在籍する学生及び香川大学学位規則第5条第2項に規定する者（以下「博士（論文提出）申請者」という。）の第3条各号に規定する戸籍上の氏名（外国籍の者については、外国人住民に係る住民票又は旅券上の氏名をいう。以下同じ。）以外の氏名（以下「通称名等」という。）の使用に関し必要な事項を定める。

## (通称名等の使用の申出ができる場合)

第2条 次の各号に掲げる場合は、通称名等の使用の申出ができる。

- (1) 婚姻等により戸籍に記載された氏を変更した本学に在籍する学生及び博士（論文提出）申請者（以下、「学生等」という。）が旧姓を使用する場合
- (2) 外国籍の学生等が住民票に記載されている通称名を使用する場合
- (3) 自認する性に基づいて通称名等を使用する場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、学生等に通称名等を使用させることが適当と学長が認める場合

## (通称名等の使用ができる文書)

第3条 通称名等の使用ができる文書は、本学が作成する文書等とする。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 法令等により戸籍上の氏名を使用することとされているもの
- (2) その他、学長が戸籍上の氏名を使用することが適当と認めるもの

## (通称名等の使用の申出)

第4条 通称名等の使用を希望する学生は、通称名等使用申出書（様式1）を当該学生が所属する学部又は研究科の長を経て学長に提出しなければならない。

2 学長は、通称名等の使用を認める場合は、当該学生が所属する学部又は研究科の長を経て、通称名等使用許可通知書（様式2）により当該学生に通知する。

## (通称名等の使用の中止)

第5条 通称名等の使用を認められた学生が、使用の中止を希望するときは、通称名等使用中止申出書（様式3）を当該学生が所属する学部又は研究科の長を経て学長に提出しなければならない。

2 学長は、通称名等の使用の中止を認める場合は、当該学生が所属する学部又は研究科の長を経て、通称名等使用中止許可通知書（様式4）により当該学生に通知する。

## (学位記に記載する氏名の取扱い)

第6条 学生の学位記に記載する氏名は、原則、学籍簿の氏名とする。

2 博士（論文提出）申請者の学位記に記載する氏名は、香川大学学位規則第7条第2項に規定する学位論文審査願の氏名（戸籍上の氏名）とする。ただし、博士（論文提出）申請者が当該審査願の氏名と異なる氏名（通称名等）の記載を希望する場合は、学位記記載氏名申出書（様式5）を、審査願を提出した研究科長を経て学長へ提出しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、通称名等及び戸籍上の氏名を併記することを希望する場合は、学位記記載氏名併記申出書（様式6）を、学生については当該学生が所属する学部又は研究科の長、博士（論文提出）申請者については審査願を提出した研究科長を経て学長に提出しなければならない。

出した研究科長を経て学長に提出しなければならない。

4 学長は、前2項の申出書の内容が適当と認める場合は、当該学生が所属する学部又は研究科の長、博士（論文提出）申請者については審査願を提出した研究科長を経て、学位記記載氏名許可通知書（様式7）又は学位記記載氏名併記許可通知書（様式8）により当該学生等に通知する。

## (記録)

第7条 学長が前3条の申出を認めた場合は、その旨を学籍簿及び学位記の発行を記録する台帳に記載する。

## (通称名等使用に伴う証明等)

第8条 通称名等の使用を認められた学生等が、戸籍上の者と同一人物であることを証明する必要が生じた場合は、本人が自らの責任において証明するものとする。ただし、通称名等使用によって作成された文書等の氏名と戸籍上の氏名の同一性について証明依頼があった場合は、本学が通称名の使用を認めていることを記載した文書（様式9）を交付する。

## (卒業、修了又は退学及び除籍後の取扱い)

第9条 卒業、修了又は退学及び除籍後に発行する証明書等に記載する氏名は、当該学生の離籍時における学籍簿の氏名とする。ただし、離籍後、社会生活上の支障が生じ、戸籍上の氏名または性別を変更した場合はこの限りではない。

## (その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、学生等の通称名等の使用の取扱い等に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

- 1 この要項は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要項の施行により、香川大学における学生等の旧姓使用の取扱い等に関する要項（平成26年2月14日制定）は、廃止する。

# 気象に関する警報の発表等における休講措置の基準について

平成26年 2月24日（全学）教務委員会申合せ  
平成26年11月17日（全学）教務委員会一部改正

全ての学部及び研究科の開講科目並びに全学共通教育の開講科目に関して、特別警報及び気象警報の発表等における休講の措置は、次の基準による。

なお、休講の措置については、掲示及びホームページへの掲載等により周知する。

## 1. 特別警報の発表による場合

各キャンパスの所在する地域に特別警報の発表があった場合は、当該キャンパスの全ての授業を直ちに中止する。

## 2. 気象警報の発表による場合

### (1) 昼間の授業について

指定する地域に、大雨、洪水、暴風又は大雪の警報が、午前6時30分に発表されている場合は休講とする。午前6時30分以降に発表された場合は、発表された時刻以降に開始する授業を休講とする。

ただし、午前10時30分の時点で警報が解除されている場合で、かつ、それ以降に発表されないときは、午後1時以降に開始される授業を実施する。

### (2) 夜間の授業（午後6時以降に開始する授業）について

指定する地域に、大雨、洪水、暴風又は大雪の警報が、午後3時に発表されている場合は休講とする。午後3時以降に発表された場合は、発表された時刻以降に開始する授業を休講とする。

### (3) 前2号の指定する地域を次のとおり定める。

幸町キャンパス及び林町キャンパスは高松市とし、医学部キャンパス及び農学部キャンパスは、高松市又は三木町とする。

なお、居住地の気象状況又は交通機関の運休等により、登校できなかった学生については、補講等により個別に対応するものとする。

### (4) 教育実習、臨床実習、臨地実習及びフィールドワーク科目等の授業で前各号によりがたい場合は、その都度、その授業を開講する部局の長が判断し措置する。

## 3. その他非常時の場合

学部、研究科及び全学共通教育の開講科目については、学部長等が判断し措置する。

### 附 則

1 この申合せは、平成26年4月1日から施行する。

2 この申合せの施行により、気象警報の発令等における休講措置の基準について（平成22年1月6日制定）は、廃止する。

3 この申合せは、平成27年1月1日から施行する。

# 職員・学生及び卒業生数

## 1. 役職員数

2024年2月1日現在

区分	学長	副学長	理事	監事	教授	准教授	講師	助教	助手	附属教員	その他	合計
役員	1		5	2								8
教育学部					48	24	5			116	6	199
法学部					17	6						23
経済学部					26	19			2			47
地域マネジメント研究科					7	4						11
医学部					55	38	7	70				
医学部附属病院					4	7	31	55			985	1,252
創造工学部					44	28	7	6				85
農学部					31	17		9			27	84
図書館					1							1
機構					2							2
情報化推進統合拠点					1	2	1	1				5
学内共同教育研究施設					6	6	4					16
インターナショナルオフィス					1	2						3
保健管理センター					1		2				4	7
法人本部											161	161
幸町地区統合事務センター											32	32
林町地区統合事務センター											29	29
計	1	0	5	2	244	153	57	141	2	116	1,244	1,965

## 2. 学生数 (学部)

2024年2月1日現在

学部	学科・課程	1年次		2年次		3年次		4年次		5年次		6年次	
		定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員
学教部	学校教育教員養成課程	160	172 (105)	160	166 (114)	160	174 (109)	160	183 (108)				
法学部	法学科	150	163 (71)	150	154 (75)	150 [10]	156 (64)	150 [10]	179 (68)				
	法学科 (夜間主コース)	10	8 (3)	10	5 (3)	10	4 (1)	10	10 (4)				
経済学部	経済学科	240	251 (130)	240	256 (122)	240 [20]	261 (128)	240 [20]	301 (134)				
	経営システム学科								3 (0)				
	経済学科 (夜間主コース)	10	5 (3)	10	8 (2)	10	6 (3)	10	14 (7)				
医学部	医学科	109	112 (55)	109 [5]	129 (44)	109 [5]	120 (48)	109 [5]	107 (40)	109 [5]	112 (44)	109 [5]	119 (48)
	看護学科	60	64 (59)	60	66 (59)	60	59 (58)	60	58 (57)				
	臨床心理学科	20	21 (16)	20	22 (19)	20	22 (20)	20	22 (17)				
工創学部	創造工学科	330	339 (106)	330	340 (87)	330 [20]	349 (87)	330 [20]	405 (84)				
工学部	安全システム建設工学科								2 (0)				
	電子・情報工学科								3 (0)				
	知能機械システム工学科								1 (0)				
	材料創造工学科								1 (0)				
農学部	応用生物科学科	150	159 (90)	150	152 (75)	150	160 (78)	150	161 (76)				

(注) ( ) 内は、女子を内数で示す。[ ] 内は編入学定員を外数で示す。



## 3. 学生数 (大学院)

2024年2月1日現在

研究科	専攻	1年次		2年次		3年次		4年次		5年次	
		定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員
創発科学研究科											
	創発科学専攻	130	153 (36)	130	133 (23)						
法学研究科											
	法律学専攻				2 (0)						
経済学研究科											
	経済学専攻				1 (0)						
工学研究科											
前期課程 博士 後期課程	信頼性情報システム工学専攻				1 (0)						
	安全システム建設工学専攻					5	1 (0)	5	4 (2)	5	4 (3)
	信頼性情報システム工学専攻					7	0 (0)	7	2 (0)	7	6 (0)
	知能機械システム工学専攻					5	2 (0)	5	3 (1)	5	2 (0)
	材料創造工学専攻					5	0 (0)	5	5 (2)	5	3 (0)
医学系研究科											
修士課程・ 博士前期課程	看護学専攻	16	13 (12)	16	15 (12)						
	臨床心理学専攻	10	11 (8)	10	14 (10)						
博士後期課程	看護学専攻					2	3 (3)	2	2 (1)		
博士課程	医学専攻	30	35 (8)	30	35 (11)	30	26 (5)	30	58 (17)		
	機能構築医学専攻								3 (0)		
	分子情報制御医学 専攻								2 (2)		
農学研究科											
	応用生物・希少糖科学専攻	60	59 (28)	60	61 (24)						
AAP特別コース	応用生物・希少糖科 学専攻 (特別コース)		2 (2)		1 (1)						
日本の食の 安全特別コース	応用生物・希少糖科 学専攻 (特別コース)		2 (1)		2 (2)						
ダブルディグリー プログラム	応用生物・希少糖 科学専攻		0 (0)		1 (1)						
教育学研究科											
	高度教職実践専攻	20	23 (11)	20	14 (8)						
地域マネジメント研究科											
	地域マネジメント専攻	30	28 (9)	30	37 (10)						

(注) ( ) 内は、女子を内数で示す。

4. 卒業者就職状況等

学部	卒業者数	進学者数	就職者数	その他
教育学部	177 (102)	10 (4)	155 (94)	12 (4)
法学部	167 (65)	10 (1)	133 (52)	24 (12)
経済学部	264 (134)	1 (0)	235 (127)	28 (7)
医学部	203 (131)	25 (18)	171 (109)	7 (4)
創造工学部・工学部	353 (81)	142 (30)	188 (45)	23 (6)
農学部	146 (83)	63 (30)	81 (52)	2 (1)
合計	1,310 (596)	251 (83)	963 (479)	96 (34)

2022年度 (2023年5月1日現在)

		研究科	修了者数	進学者数	就職者数	その他
大学院	修士課程	法学研究科	8 (4)	0 (0)	8 (4)	0 (0)
		経済学研究科	5 (2)	0 (0)	2 (2)	3 (0)
		医学系研究科	26 (20)	1 (0)	21 (17)	4 (3)
		工学研究科	93 (11)	0 (0)	92 (11)	1 (0)
		農学研究科	61 (30)	2 (1)	57 (27)	2 (2)
	学位専門職課程	教育学研究科	23 (13)	0 (0)	23 (13)	0 (0)
		地域マネジメント研究科	36 (14)	0 (0)	35 (14)	1 (0)
	博士課程	医学系研究科	28 (8)	0 (0)	27 (7)	1 (1)
		工学研究科	10 (3)	0 (0)	7 (2)	3 (1)
	合計		290 (105)	3 (1)	272 (97)	15 (7)

(注) ( ) 内は、女子を内数で示す。